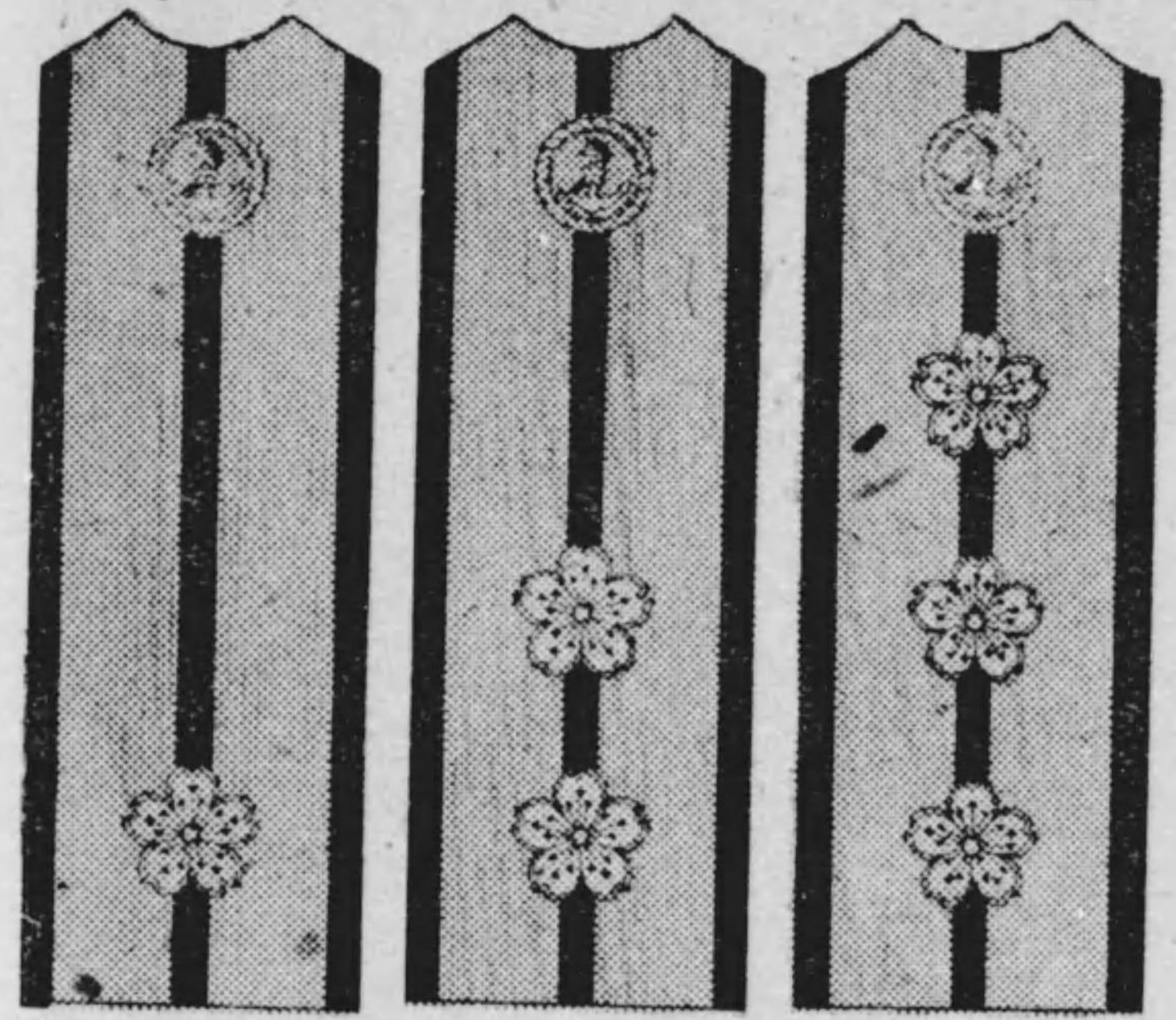
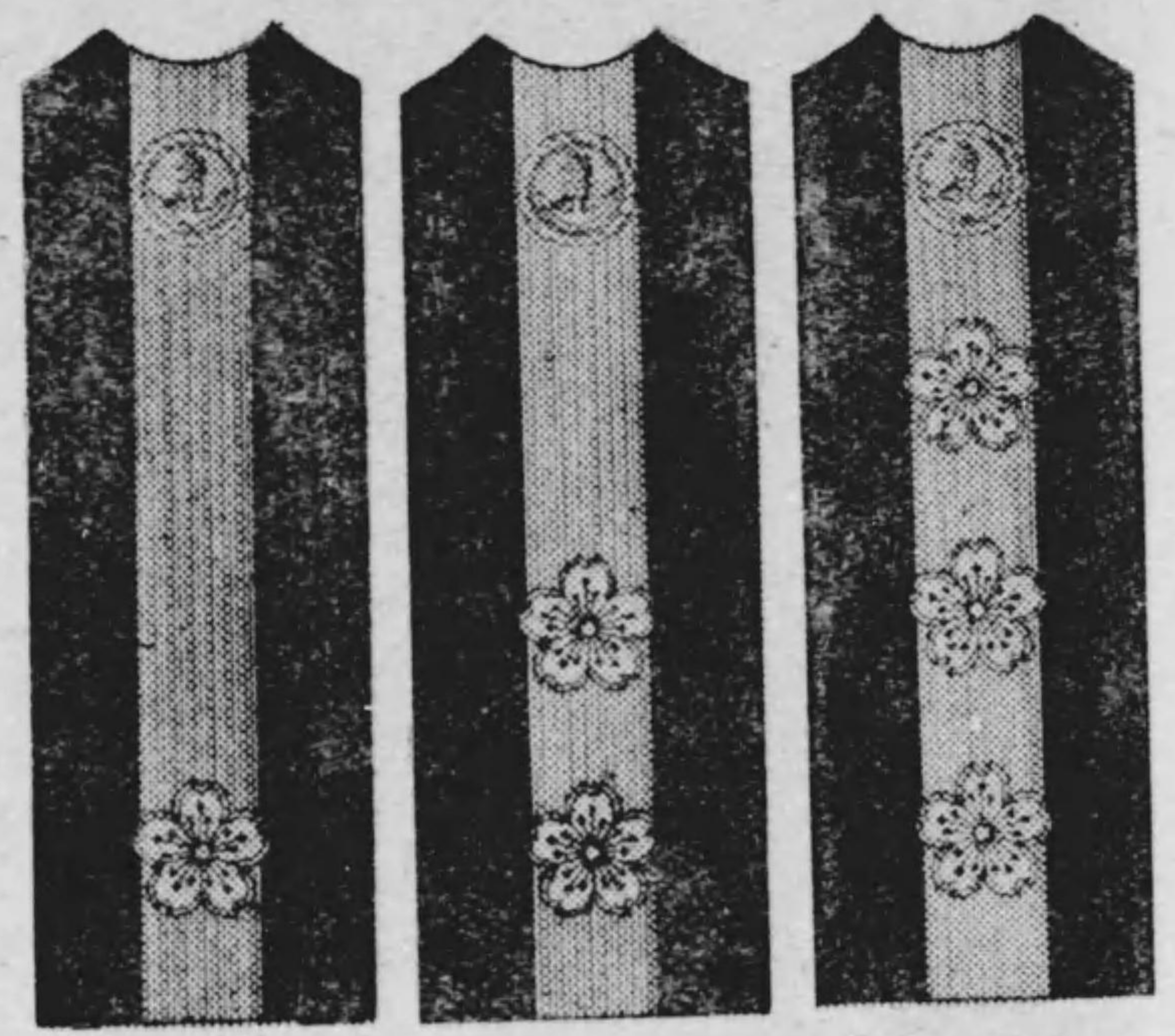


横須賀市 横須賀海軍人事部
 呉市 呉海軍人事部
 札幌市 札幌地方海軍人事部



海軍少佐 海軍中佐 海軍大佐

| | |
|------|------------|
| 舞鶴市 | 舞鶴海軍人事部 |
| 佐世保市 | 佐世保海軍人事部 |
| 青森市 | 青森地方海軍人事部 |
| 秋田市 | 秋田地方海軍人事部 |
| 仙臺市 | 仙臺地方海軍人事部 |
| 宇都宮市 | 宇都宮地方海軍人事部 |
| 長野市 | 長野地方海軍人事部 |
| 静岡市 | 静岡地方海軍人事部 |
| 新潟市 | 新潟地方海軍人事部 |
| 大阪市 | 大阪地方海軍人事部 |
| 津市 | 津地方海軍人事部 |
| 神戸市 | 神戸地方海軍人事部 |
| 金澤市 | 金澤地方海軍人事部 |



海軍少尉 海軍中尉 海軍大尉

い。
 に在る海軍協會支部でも同様海軍志願者相談所をつくつてゐるから利用されるとよ

| | |
|------|------------|
| 名古屋市 | 名古屋地方海軍人事部 |
| 高松市 | 高松地方海軍人事部 |
| 高知市 | 高知地方海軍人事部 |
| 松江市 | 松江地方海軍人事部 |
| 福岡市 | 福岡地方海軍人事部 |
| 熊本市 | 熊本地方海軍人事部 |
| 鹿児島市 | 鹿児島地方海軍人事部 |

また東京市澁谷區原宿三丁目に在る海軍協會でも海軍志願の全般について懇ろな相談に應じてゐるし、各府縣廳内

検査について

検査は第一次検査と第二次検査との二回ある。第一次検査は志願者全部に就て各府縣の一、二の主要都市で行はれ、第二次検査は第一次検査に合格して適任證書をうけた者の中から更に選抜して、これを各鎮守府で定められる海軍航空隊に召集して行ひ、その結果によつて晴れの採用者が決定されるのである。

一、第一次検査 この検査は概ね第一日に身體検査、第二日學科の中の數學、物象、國漢文、第三日英語、地理歴史の順に、三日間にわたつて行はれる。

そして以上の第一次検査に合格した者には、その日に海軍徵募官から適任證書が渡される。

二、第二次検査 第一次検査に合格して適任證書を獲得した諸君の中から、その成績によつて第二次検査の受験者が各鎮守府で選拔され、その受験者には「第二次検査出頭通知書」が、鎮守府からそれ／＼府縣廳を経て本人に届けられる。かく

て第二次検査では右の受験者を各鎮守府の定める海軍航空隊に召集して、身體検査、適性検査、口頭諮問しもんが行はれ、それが済むと全員歸郷を命ぜられる。そして第二次検査の結果により、晴れの入隊者が決定されるのである。

なほ第一次検査及び第二次検査に於ける旅費はいづれも官費で支給されるから、海軍志願兵は検査をうけるときからして大いに優遇されてゐるわけだ。

輝くその進路

甲種飛行豫科練習生も晴れて海軍航空隊に入隊し、輝く帝國海軍軍籍に編入されるその當初は、一般志願兵同様、まづ二等兵たる海軍二等飛行兵を命ぜられるのであるが、それから後の進級が非常に早い。

豫科練習生の期間約一ケ年半、これを終ればいよくあこがれの飛行術練習生となつて約一ケ年操縦桿を握り、更に特修科飛行術練習生となつて五ヶ月乃至九ヶ月の間、一層高等の技術を磨き、このやうにして入隊後約三ケ年の後には早くも金色

燦然たる短剣を腰に、彼等の最高學府ともいふべき練習航空隊の選修學生になりすませせてゐるといふ急速調である。



上等飛行兵曹



一等飛行兵曹



二等飛行兵曹

そして選修學生の期間は約一ヶ年半であるが、これを出る頃にはもう高等武官たる海軍少尉が約束されてゐようから、假に中間をとつて十七歳で入隊したとすれば二十二、三歳では海軍少尉だ。これでは年齢一ばいで兵學校に入つた諸君と、最低年齢で甲種飛行豫科練習生に入つた諸君とでは、後者の方に年若い海軍少尉が生まれるかも知れない。

私たちの當時は、桃栗三年柿八年、内田兵曹十三年といふわけで、海軍に入つてから十三年位では、まだまだ准士官には手が届きかねる上等下士官が山々だったが、今の甲種飛行豫科練習生のご身分を思へばまこ



飛行兵長



上等飛行兵



一等飛行兵

とに羨望これ久しうせざるを得ない。もちろん私の男の子供は甲種か乙種飛行兵にやらうと思つてゐる。

乙種飛行豫科練習生

志願資格

年齢 〔満十四年八月以上二十年未満〕

甲種飛行豫科練習生のところで述べた通りこの年齢は入隊の年に於ける年齢であるが、たゞ満十四年の諸君だけは入隊する年の三月三十一日現在で、他の諸君

はすべて十二月一日現在で右の年齢内にあればよい。

したがつて本十八年の募集に應じて志願し、明十九年中に入隊する期に志願でき

るのは

大正十三年十二月三日から

昭和五年四月一日まで

の間に生まれてゐる諸君である。したがつて早生まれの諸君でも現在國民學校高等科二年在學中、または中等學校二年在學中以上二十年未滿の諸君は全部志願できるわけである。

もちろん現に學校に行つてゐなくても右の範圍内の年齢の諸君なら誰でも志願でき、そしてこれこそ一年でも早く志願する方がよい。一年でも早く入隊すればそれだけ永く御奉公できるわけだ。

學力 「國民學校高等科修了程度の試験に合格した者」

乙種飛行豫科練習生の學力試験は一般志願兵と同時に、全く同じ問題によつて行はれる。科目は國語と數學の二つで、それも附録として附して置いた昭和十八年度の問題の如く、これなら國民學校初等科だけで終つた諸君でも、少し勉強して置けば

楽々できさうな問題ばかりである。

しかし試験はさうであつても、できるだけ學力は身につけて置かねばならぬ。入隊前身につけて置いた學力といふものは、入隊後どれだけ役に立つか知れぬ。況して下士官となり、准士官となり、更に高等武官となつたとき、學力の素養がどんなにかその人の價值を高からしめることは、これは社會も軍隊も全く同じである。

また學歴には何等の制限をも設けてないから、國民學校高等科修了程度を標準として試験されても、これを中學校二年



物象（理化學）の授業……大學出の新進教授が描つてゐる
(土浦航空隊で)

の學力を有する者がうけても、或は國民學校初等科だけで終つた者が受けても、試験に合格すればそれでよい。なほ飛行豫科練習生には、入隊後それ／＼専門の文官教授によつて、將來我が海軍航空部隊の中堅幹部となつた場合必要な學科が、みっちり教へ込まれる。

體 格 (甲種飛行豫科練習生志願者と同様であるからその項をよく讀めばよ

い)

募集の時期 「毎年十月乃至十二月の間全國區々に行はれる」

毎年この約三月位前の時期になると、甲種飛行豫科練習生の場合と同様、「海軍志願兵募集」のことが、志願書の提出期日、検査日割などと共に、各府縣毎に一般に告知せられる。

たゞこゝで注意を要することは、乙種飛行豫科練習生の募集は、甲種飛行豫科練習生のやうにそれだけを募集されるのではなく、他の海軍志願兵、たとへば水兵、

少年電信兵、整備兵、機關兵などと共に、「海軍志願兵」として募集されることである。したがつて募集のポスターにも單に「海軍志願兵募集」と大書して、その下に小さく各兵種名が書き列ねてある筈である。

募集の時期になると町や村の要所々々にそのポスターが貼り出され、またラジオや新聞でも發表されるのは、甲種飛行豫科練習生募集の場合と同様である。

志願の手續き

志願しようとする諸君は「海軍志願兵募集」が始つたならば

一、親權者(戸主)の同意をうけること。これも甲種飛行豫科練習生志願者と同様である。

二、志願書をつくること。

乙種飛行豫科練習生の志願書は海軍志願兵志願書として次の如く書く。

海軍志願兵志願書

本籍地 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地

現居住地 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地(何某方)

戸主トノ續柄

(フリガナヲ附ス)

氏 名

年 月 日生

一、希望兵種 第一希望 乙種飛行豫科練習生(又ハ少年飛行兵)

第二希望

第三希望

一、修學程度 (國民學校高等科修了又ハ何中學校第何學年在學中又ハ修了)

一、青年學校ノ課程 (本科第何學年在學中又ハ修了)

一、現職業 (農業又ハ何商店員)

一、現居住地ニ 昭和 年 月 日 (コレハ志願書提出前六ヶ月以内ニ移
移轉年月 轉シタ者ダケガ書ク)

右海軍志願兵ヲ志願致度此段出願候也

昭和 年 月 日

本人 氏 名印

現住地 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地

親權者又ハ後見人 氏 名印

何府(縣) 知事殿

この志願書の記入上心得て置きたいことをあげて見ると

イ、戸主トノ續柄」とは、志願者が戸主の長男かまたは二男か、或は戸主が兄の場合に弟か等を知るためである。長男ならば長男、二男ならば二男と記入すればよい。

ロ、希望兵種が第三までであるのは、第一希望はもちろん乙種飛行豫科練習生(少年飛行兵と書いてもよい)であるが、もしそれに通らぬときは少年電信兵を、更にそれも駄目だとあれば整備兵を、といふやうにあくまで海軍軍人を熱望する諸君のために第三希望まで選ぶことが認められてるのである。故になるべく三つとも記入した方がよい。

ハ、國民學校高等科、或は中等學校に在學中の諸君は、「青年學校ノ課程」欄はもちろん關係がない。また「現居住地ニ移轉年月」欄も、現居住地に六ヶ月以上住んでゐる諸君には關係がない。

ニ、終りの本人及び戸主の氏名の下には必ず印を捺すことを忘れてはならない。

ホ、志願書の用紙は適宜のものでよいが、晴れの志願書であるからには、出來れ

ば美濃紙か半紙に、必ず自筆で丁寧を書くこと。

三、志願書が出來たならば、締切期日に遅れぬやう、現居住地の市、區役所または町、村役場にもつて行けばよい。

知事宛になつてゐるからして、直接府縣廳へ郵送する人も間々あるといふが、志願書は必ず市、區役所または町、村役場に持つて行くこと。

以上で志願の手續きはすつかり完了したわけである。あとは検査の日に備へて身體を錬り、勉強すればよい。なほ志願について判らぬことがあるときは、甲種飛行豫科練習生のこの項で述べて置いたやうに市、區役所または町、村役場に行つて尋ね、それでもなほ不審のことがあれば、自分に近い海軍人事部、地方海軍人事部等に問合せると教へて貰へる。

海軍人事部、地方海軍人事部の名と所在地は甲種飛行豫科練習生の項を見て頂きたい。

検査について

一、徴募検査（第一次検査）乙種飛行豫科練習生の徴募検査は、一般志願兵と同時に、毎年概ね十一月から翌年一月にかけて行はれる。したがって特に第一次検査とはいはれない。検査は大體一つの郡で一ヶ所乃至二ヶ所を定めて行はれ、一日を以て終了する。

検査は既に述べた身體検査、學力試験、それに簡単な適性検査と口頭諮問の四種に分かれてゐて、この全部に合格したものにはその日に海軍徴募官から適任證書が渡される。

検査の中、適性検査は諸君としてはほとんど経験がない検査であるため、とかく無用の心配をする人が多いやうであるが、決してむづかしいものではない。むしろ國民學校高等科を修了した諸君で、それだけの學力を身に備へてゐる人ならば誰でも合格する程度のものである。あせらず、あがらず、沈着に判断すれば大

抵の人が樂々とやつてのける程度のもと思へばよい。要らぬ心配をして古い資料の参考書と首引きする必要は少しもない。

また口頭諮問にしたところで、諸君の年相應としさうおちの常識を以て、ときばきと答へ得る程度の簡単なものばかりである。したがって志願者は、まづ何よりも身體を健全にして身體検査に合格するやう努力すること、なほ一層の勉強をして出来るだけの學力を身につけて置くことである。すなはち、これが合格して先づ適任證書くわくしきを獲得する第一の秘訣なのだ。

二、第二次検査 第二次検査については、甲種飛行豫科練習生と全く同じ方法で行はれる。（甲種飛行豫科練習生の第二次検査の項を見て頂けばよい）また徴募検査（第一次検査）及び第二次検査に出頭するために要する旅費も甲種飛行豫科練習生の場合と同様官費を以て支給されることになつてゐる。

乙種飛行豫科練習生の前途

第一海軍志願兵徵募區

現居住地 神奈川縣高座郡大和村

海野忠男

右海軍飛行兵ニ採用徵募ス

昭和十九年五月一日土浦海軍航空隊ニ入隊スベシ

昭和十九年三月二十五日

横須賀鎮守府印

海軍志願兵徵募検査に合格して適任證書を得、第二次検査にも召集されてこれを
終了し、全員歸郷を命ぜられた後、各鎮守府ではいよく採用者を選定される。そ
してこの選に入つた者には、各鎮守府から地方長官を経て前頁のやうな採用證書が
下附される。

こゝまでくればしめたものだ。諸君は輝く海鷲たることを嚴に約束されたのであ
る。憧れの夢は實現されたのである。あとは益々學業を勵み、心身を鍊つて晴れの
入隊に備へればよい。乙種飛行豫科練習生の入隊は五月一日と十二月一日の二回と
なつてゐる。

入隊と同時に命ぜられるのは他の志願兵同様二等兵、すなはち海軍二等飛行兵で
ある。憧れの海軍練習航空隊、七ツ釦の颯爽たる豫科練習生服に身を包んだ少年飛
行兵の勇姿。びちくはねるやうな元氣をもつて、敵をたふさずばやまぬ海鷲魂と、
太平洋の大空を我が物顔に雄飛するに必要な學科、即ち海鷲たるの基礎をこれから
みっちり教へ込まれるのである。

この豫科練習生の期間約二ケ年半。甲種飛行豫科練習生より一ケ年長いがその間學力もほゞ甲種に近づいてこの教育を修了すれば、こんどは甲種同様、飛行練習生となつて他の航空隊に移り、約一ケ年専ら操縦偵察の技を修め更に特修科飛行術練習生となつて五ヶ月乃至九ヶ月間、いよく飛行術に磨きをかけて最後の専修學生に進んで行く。そして入隊後約五ケ年餘にして准士官たる飛行兵曹長となり、爾後少尉、中尉、大尉、更に佐官以上に累進して行くのである。甲種同様、まことに驚異的の昇進ぶりである。

假に考へても見給へ。この分なら満十四歳にして入隊した諸君は、二十歳にして早くも准士官になつてゐるのだから、同年輩の者が徴兵適齡で入つて来る頃には、片やほやくの新兵であるのに、こちらは番兵の捧げ銃を受けて隊門を出入するご身分になつてゐるのだ。また一般社會の例をとつて見れば、二十歳そこくの身ではやつと給仕さんの上あたりにもあられ、ば關の山だらう。況んや海軍飛行兵曹長といへば、米英撃滅の第一線に羽ばたく我が海國日本の一

つの至寶たる重責を擔うてゐるのだ。

丙種飛行豫科練習生

丙種飛行豫科練習生は、海軍兵として現役に在る者から検査によつて採用されるものである。したがつて海軍に入つてゐない諸君には一見關係のない制度のやうにも見られるが、實は大いに關係があるのである。

なぜなら、少年飛行兵を志願するにも年齢がすぎた。しかもなんとかして輝く海鷲になりたいと願ふ諸君は、先づ水兵、整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵、主計兵等の兵種を志願し、海兵團に入團した後あらためてこの丙種飛行豫科練習生を志願すればよいからだ。それにこの練習生もまた近年非常に多數を採用されてゐるのである。

一旦海軍に入つた現役兵から採用するので年齢も特に二十三年以下といふことに

なつてゐる。またこの丙種練習生の練習航空隊に於ける豫科練習生期間はわづかに六ヶ月、すぐ飛行術練習生となつてゆく。以後は甲種、乙種と變りはない。

海軍豫備學生（飛行科）

海軍豫備學生は、大學令による大學の學部卒業生及び大學令による大學の豫科、高等學校高等科、専門學校または之と同等以上の學校卒業生にして、採用の日に於て年齢二十八年未滿の者、以上を志願資格とされてゐる。この志願に當つて海鷲志願の諸君は、志願票の「専修別」の志望順を「飛行」を一とすればよい。

募集の時期は官報で告示され、採用の上は各科少尉候補生に準じて待遇せられ、所定の海軍練習航空隊で約一年六ヶ月の軍事教育をうけ、これを修了と同時に海軍豫備少尉に任ぜられる。

（卷末の規則及び心得参照）

いはゆる海軍豫備員であるが、航空隊教育を修了の上は豫備將校として、第一線

に立つて活躍するのである。

我が海軍に航空關係の豫備學生制度が設けられたのは昭和九年のことであるが、その名を豫備といふところから、とかく第二線的に考へられ、したがつて一般の人からあまり認識されてないやうだが、第二線的なのは平時のことで、現戦時下に於てはこの豫備學生出身の士官たちも、兵學校出身の士官たちと同様、どしく最前線に出陣して行つてから、どしくすばらしい手柄を樹ててゐるのであつて、極めて重要性をもつものである。

あの昭和十二年の夏のこと、暴風雨に荒れ狂ふ東支那海をこえて決行された南京渡洋爆撃に参加し、不幸敵弾をうけて操縦不能に陥るや、悠々迫らずハンカチを振つて僚機に別れをつけ、敢然敵の重要軍事施設をめがけて自爆を決行した梅林中尉も豫備學生出身の海鷲ならば、また愛兒を敵撃滅の空に捧げながら「あれよあの機、達雄生きてあるよ」と空を仰いで涙だに見せなかつた海鷲の母で名高い山内中尉もさうである。

その他遠く重慶の空に對する爆撃行に更に大東亞戦争となつてからは、ハワイに、マライに、南北太平洋に、豫備學生出身の海鷲たちは兵學校出身の海鷲たちに伍してあらゆる空の戦線に雄飛し、何れ劣らず縦横の活躍をつゞけてゐるのである。中にもある中尉の如きはいはゆる下駄履機げたはききといはれる水上偵察機の指揮官として輸送船團を護衛中、折から來襲してきた二十數機の敵戦闘機群を發見するや、味方はただの四機であつたが敢然敵機中に突込んで行つて、たちまち敵の四機を叩き落し残る全部を蹴散らす偉勳をたててゐる。しかもこの空中戦闘で自らは片眼を失ひながらあくまで屈せず、米英撃滅の最後まで頑張るといつてゐるさうである。

また彼のマライ沖海戦で敵の主力艦隊を發見し、不沈を誇つたプリンス・オブ・ウェールズ及びレバルスを發見して英東洋艦隊撃滅のいとぐちを作つたのは、實に任官したばかりの豫備少尉だつたのだ。

これ等はすべて學生出身の豫備士官のために萬丈の氣を吐くものである。これにつゞいて海軍航空部隊の傘下さんかに馳せ參ずる新進氣鋭の大學専門學校卒業の諸君が、

いよく激増しつゝあることは、全天下の少年諸君がいよく多數海軍少年飛行兵を志願しつゝあるのと共にまことに心強いかぎりである。

飛行機には飛行機で對ふ外なし

さて學生出身の海鷲たちは、自分自身どのやうな勇ましい心意氣で米英撃滅の空中作戦に従つてゐるだらうか。これは昭和十五年某大學の専門部を卒業し、豫備學生の飛行科第七期生として海鷲の仲間入りをし、いま豫備中尉として最前線に活躍中の〇〇君の筆になる従軍記の一節である。以てその活躍振りと、海鷲たるの心意氣をうかゞふに足るであらう。

香港、フィリッピン、ジャワ方面作戦に轉戦し、チモール島クーバンの落下傘部隊降下には輸送機を操縦、さらにアンボン、ラバウル方面に活躍した。

初めて爆撃に出たのは昭和十六年十二月なかばのフィリッピンのキャビテ軍港だつた。フィリッピンでは後にコレヒドールの爆撃にも出かけた。フィリッピンのコ

レヒドールは敵が最後の反抗の足場とした要害だけに、この高角砲は實に猛烈を極め、その彈幕のために後に續いて來る味方の編隊が見えなくなる有様だった。しかし、なんといつでも物すごかつたのは、香港、つぎはオーストラリヤのポートモレスビーだった。こゝのは數こそ少いが、初弾から機の前方を脅す有様で、太平洋の孤兒として死物狂ひの防戦に一所懸命のオーストラリヤだけはあると思はれた。しかし反抗して來る敵機は案外に少く、我々の爆撃はかねて豫定された作戦どほり實にすらくと行はれた。爆煙におほはれたポートモレスビーを後に凱歌を奏して歸途につきつゝ、航空戦はいかに優れた高角砲を有するとも、所詮は飛行機には飛行機をもつて取組むのでなくては駄目だと思つた。

文字どほり轟沈

海戦では昭和十七年二月四日のジャワ沖海戦が僕の初陣だった。我々が現場に殺到して行つたころは、既に先にきた連中がさんく荒したあとで、敵の艦隊はなす

すべもなく廣い海面をたゞ右往左往してゐるといふ混亂状態だった。敵の驅逐艦が蘭巡デ・ロイナル型、ジャワ型と覺しい周圍をなんのためかぐるく廻つてゐた。ご苦勞ながら兩艦ともまづ我々の餌食に選ばれた。

四千メートルからは霧のやうな雲があつたので防空砲火を冒して三千メートルまで下つて行つて、それく直撃弾をお見舞ひした。兩艦が海中深く沈んでしまふまでは見届けなかつたが、基地へ歸つてから、

「ジャワ型などは艦の中央から真二つになつて文字どほり轟沈した」といふ話を聞き、

「あれを見ずに君は一體なにを見て居つたんだ」

と笑はれながらもお互に溜飲を下げたのは愉快だった。

涙を以て愛機處分

三月十三日のもう夕暮れせまるころだった。任務を終へて歸る途中、天候悪化の

なかを衝いてラバアルを距る三十哩の地點にきたとき、どうも變だと思つてゐた發動機が二つながらびたつと停つて、不時着水といふ破目に陥つた。

連絡機か哨戒機がその中に見つけてくれるかも知れない。さう思つて落下傘を機上にひろげてそれ等の目印とした。だが肝腎の不時着糧食は箱が歪んでどうしても取出せない。かうなつては別にすることもなし、落下傘の標識だけでは心細いと思つたので、基地で手に入れた『アダムとイヴ』といふ本が機上にあつたので、これをばら／＼にして一枚々々海へ流した。しかし海流はあまり早くない。

後になつてスコールがきた。それが一過すると南十字星の空だ、冷える。水につかつてゐると暖いので、發動機のカバーを擴げて水につかつてゐることにした。妙なことになつたと思つた。

搭乗員は疲勞と空腹のために、ともすれば眠りに落ちさうになる。眠つたらいけない頭をこづき合つたりして夜明けを待つた。

長い夜が明けた。遙かに島が見える。間もなく陽がかん／＼照りはじめた。その

陽にあたつてこんどは顔がびり／＼痛い。

待ちに待つた哨戒機が、自分たちを見つけてくれたのは十時頃だつた。直ちに食糧を投下してくれ、續いて驅潜艇がきてくれた。そこで愛機の處分にとりかゝつたが、その手段として先づタンクに穴をあけて人知れぬ海底に葬るのであるが、いよいよさうなると濟まない氣持ちで一ぱいになつて、熱い涙がとめどもなく流れた。

自分たちも行きたいなア

これも學園が生んだ海鷲の一人、某大學理工科出身の豫備少尉の手記である。

× × ×

「もう今日あたりはありさうなもんだね」

「なにが」

「なにがつて索敵機が今日も出てるぢやないか。敵發見のすばらしい快報さー
「あ、さう／＼、もうそろ／＼その敵發見の快報が舞込んできてくれても早かない

なあ

「全く。でなくちやこの腕が鳴つてく我慢ができなくならあ」

「あゝあ、今日も空だけは晴れんくと澄みわたつてゐるんだけど

かうして連日索敵機が出て行つたあとでは、今日は獲物がひつかゝるか、あすはひつかゝつてくるだらうかと、そればかり待つて暮す日がかなり長くつゞいた。戦闘服になつてからもう何日になるんだと、不服さうに指折り數へずにはゐられぬ始末だつた。

それがその夜、「明日こそお前たちが思ふ存分働ける手荒い戦闘があるぞ」といふことになつたのである。もうそろくめぼしい敵がと思つてゐた矢先、既に我が索敵機は相當大物の敵艦隊を探しあててくれたのであらうか。

「しめたッ」

さつきまでの浮かぬ顔など、もうどこの隅にも見出せたものではなかつた。佛頂面ぶつちやうめんで名を取つてゐる瀬沼少尉せぬままでが珍しくにこくしてゐる。干ひからびた旱天かんてんに慈

雨とはこの場の情景をいつたのであらう。昭和十七年十月二十五日、南太平洋海戦の前夜のことであつた。

搭乗員は明日のお手柄をひそかに胸に秘めつゝ早々はやと寝しんについた。自分たちは飛ばぬ海鷲の整備員ではあるが、搭乗員のさうしたどよめきに一緒に引きこまれて出撃の準備作業は一層力がこもるのを覺えた。

「自分たちもゆきたいなあ」

搭乗員たちが寝についたあと、我々は口にくそ出さね、みんなさう思つた。が、艦にのこつて何れはやつて来るだらう敵機を拂ひ落すのも重大任務だ、と僅に慰める。それから幾時間の後だつたらうか、突然。

「配置に就けい」

の喇叭が鋭く鳴りひゞいた。まだ午前〇時である。同時に艦内令達器が、

「敵の艦上機二機現る」

こんなことは珍しいことではないが、敵の艦上戦闘機が二機發見されたことはそ

の背後にいよいよ敵艦隊がゐる證據なのだ。それでその二機を以て我を誘き出さうといふ魂膽なのか。小癩こしかくな奴、その手は喰はぬどころか、さう來ることはこちらがお待ち申してゐたところだ。

忽ち我が戦闘機隊が舞ひあがつて行つた。攻撃準備も完了。やゝ間まをおいて敵側の索敵機がこれも二機やつてきた。

快報續々來る

○時〇分攻撃隊の先鋒せんほうが出撃して行つた。

「總員帽を振れい」

重い爆彈や空中魚雷を翼の下にとつさり抱いて、しかも身輕に飛出して行く攻撃機の中には、自分たちと同期の豫備士官が、悠々迫らず操縦桿を握つて、帽を振る自分たちに、につこり笑つてさへ出て行つた。また中には多くの少年飛行兵出身の紅顔の若鷺たちが、いやにとりすましてしかも心憎いまで平々然と操縦桿を握つて

ゐた。

「いゝなあ、

自分たちの任務を忘れてたゞ羨望するのではない。じつさい母艦を勇躍出撃してゆく海鷲の勇姿といふものはなんとはいほか、これは米英撃滅戦の千兩役者でなくてなんであらう。

つゞいて〇時には第二の攻撃隊が進發して行つた。自分たちはこれでしばらく手ぶらになつたと思ふ暇もなく

「敵の艦上機我が方に向かふ」といふ報告だ。

「さあ來い、敵をやつつけるか、こちらが喰はれるか、なあに斷じてやつつける」艦内は格納庫の可燃物搬出、通路の防火扉の閉鎖へいさ、防火準備等々、對空戦備は抜かりなく行はれる。

その最中、偵察機隊から早くも血の湧くやうな報告がどしどしとくる。

「突撃態勢作つた」

「攻撃隊は全機突撃にうつつた」

「敵空母大破炎上中」

やつた／＼。艦内は忙しい對空戦備の中にも歡聲に湧いた。

通路といふ通路がすべて閉鎖されてゐるから艦内の暑いことはまた格別で、あたかも煮えくりかへすやうだ。

「敵巡洋艦一隻撃沈す」

「敵の戦艦に直撃弾命中」

快報は更に續々と入つてくる。が、このとき敵機もまた我が頭上に迫つてゐた。僚艦〇〇からは早くも敵機を迎へて猛烈なる對空砲火が火を吐いてゐる。我が艦の對空砲火もこれに應ずる如く咆哮しはじめた。

小癢な敵機

間もなく攻撃隊がぼつ／＼歸つてきた。對空砲火はいよ／＼猛烈を極め、敵機は盛んに我が頭上を亂舞してゐるが、歸つてくる攻撃隊の着艦振りちやくかんぶはいつもの演習のときと少しも變らぬ沈着さである。

小癢な敵の艦上爆撃機が急降下して來る。また海面すれ／＼に敵雷撃機が舞ひ下つてくる。敵ながら味あぢなことをやつてゐるぞ、と思ふ間もなく我が戦闘機がそれ等の敵機を鋭く追尾つみびすると、敵機は爆弾も魚雷もそのまゝ海中に捨てて、あとは三十六計逃げる算段ばかり、また／＼間に敵の十數機は撃墜された。そのあとは一々數へてはゐられなかつた。

なぜなら自分たちは歸つてくる攻撃隊、飛び立つてゆく戦闘機、その發着で轉手てんで古舞こまひだつたからだ。またその間にも他の攻撃隊を送り出す。全く撃墜敵機など數へてゐる暇は許されなかつたのだ。

最後に送り出した攻撃隊が、先の攻撃隊によつて大損傷をうけ、海上をよた／＼と逃げまはつてゐた敵の空母に止めを刺さして歸つてきたのは、もうすつかり暗くな

つた〇時だった。戦闘實に十數時間、朝から晩までの猛闘に、あの廣い飛行甲板をはじめ艦内を走りまはつた延距離^{のべきより}は、おそらく四十數軒にも達するであらう。足の裏には珍しく豆が出てゐた。長い時間の戦闘を終つた身にはそこで急激な疲労が出てくる。しかも一日中、海の反射とその強い光線をうけて活動したためか、眼をあけてゐられぬ、閉ぢてもく涙はポロ／＼流れるし、痛むし、開けても閉ぢてもゐられぬ始末^{しまつ}だった。

美しい逞しさ

しかし戦闘は今日だけではない。明日の空戦に備へて破損機の修理も、發動機の調整も、それから爆弾や魚雷の装着も、すべてを徹夜^{てつや}で完了せねばならない。しかもその作業は嚴重な燈火管制下で行はねばならぬのだ。命^{いのち}を的に敵艦隊に迫つてゆく搭乗員の戦友たちをして思ふ存分の活躍をなさしめるのは、かゝつて整備員の双肩にあるともいへるのである。だからどんなに疲れてゐようと、燈火管制下の闇の中であらうと問題ではない。

疲労も暑さも忘れて、死ぬまで頑張^{ぐんば}らうとやり抜く整備兵たちである。

「吉田、お前明日は搭乗の番ではないのか」

「さうです」

「それなら寝んだらどうだ」

「大丈夫です」

「大丈夫つて今日は大分疲れてるだらう、この上徹夜しちや明日の仕事にさしつかへるぞ」

「いや、疲れてゐるのは私だけぢやありません。それに搭乗整備員にやつて貰へるときは尙更整備に力を入れたいです」

若い整備兵の吉田は痛い目を強ひて輝かせながらさういつてくれた。吉田ばかりではない整備員はみんなこのやうな強い美しさをもつてゐるのだ。このやうな整備員の美しく逞しい姿を見てまはる自分は、いつもいひ知れぬ感激を覺えずにはゐら

れない。

大戦果を生む蔭の力

それにしても遅くなつた夕食の席には、今朝あのやうに元気で出撃して行つた搭乗員が、櫛の齒をひいたやうに缺けてゐる。張り切つた気持ちがかゝでとけて、制へてもく涙が出てしやうがない。

でも搭乗員たちは一人として同期生が、戦友が還つて來ないことを口に出しはしなかつた。顔に出して悲しみもしなかつた。自分たちも遅かれ早かれ雲衝く屍とあとを追うてゆくぞ。さう願ひつゝ深く期して、自らを持してゐるのであらうか。さうだ彼等は既に生死に徹した尊さを持つてゐるのである。

かうして我が海軍航空部隊は上も下も、豫備學生出身も兵學校出身も、また甲種飛行豫科練習生出身も乙種飛行豫科練習生出身も、搭乗員も整備員も、すつかり溶け合つて一丸となり、たゞひたすらに米英撃滅の最前線に昨日も今日も、更に明日

も世界を驚倒させる活躍をつゞけてゆくのである。

x x x

飛ばぬ海鷲、整備員の尊い任務が、そして強烈な責任感が、この一豫備士官の手記によく現れてゐる。この整備員の強さが、搭乗員の大活躍の源泉となり、そしてともにく大戦果を生むのである。

なほこの南太平洋海戦は、敵が戦艦を中心とする有力艦隊をもつて南方海面を遊弋しつゝ我を牽制し、更に他の戦艦、空母からなる艦隊をもつて南太平洋のサンタクルーズ島北方の洋上にひそかに出撃してきたのを、我が方は逸早く敵の意圖を看破し先制的にこれを邀へ撃つて圧倒的勝利を博した稀に見る猛海戦である。

我が戦果、敵戦艦一隻、空母三隻、巡洋艦三隻、驅逐艦一隻、計八隻撃沈、艦型未詳のもの及び驅逐艦計六隻撃破、敵機撃墜二百機以上といふすばらしいものであつた。

我が方に於ても空母二隻、巡洋艦一隻にそれく輕微な損傷はあつたが、戦闘航

海に支障のない程度のものであった。しかし自爆未歸還機は四十數機に及んだ。海軍の尊い犠牲であつた。

飛行科甲種豫備練習生

採用の年の四月一日現在で年齢二十四年未満の者で、法令に定められた航空機に關する免狀（飛行機操縦士免狀、航空士免狀等）を有し、學歷國民學校高等科卒業以上で、中學校第三學年修了程度の學科試験に合格することを志願資格とされてゐる。

206

募集は官報で告示され、採用の上は海軍練習航空隊に入隊して約一ヶ月の軍事教育を受け、更に約五ヶ月の専修別の教育を受けて修了する。入隊中は海軍兵長に準ずる待遇を與へられ、修了と同時に海軍豫備二等飛行兵曹に任ぜられる。

飛行科乙種豫備練習生

採用の年の四月一日現在の年齢二十年未満にして、中學校またはこれと同等以上の學校を卒業した者を資格者とし、募集はこれもまた官報を以て告示される。

採用されて入隊後は約二ヶ月の軍事教育を受けた上、専修別に約十ヶ月の教育を受けて修了する。入隊中は海軍兵長の待遇を與へられ、修了すれば海軍豫備二等飛行兵曹を命ぜられることは、飛行科甲種豫備練習生と同一である。

x x x

海軍志願は何物にも妨げられぬ

元來一般に志願といふことは本人の志望によつて願ひ出るところから、多くの人の中にはたまたま甲種飛行豫科練習生または乙種飛行豫科練習生志願を、一般の學

207

校や、甚だしい者になると満蒙開拓義勇軍の志望と同一に考へ、または處理しようとする者のあることはまことに遺憾千萬である。

とりもなほさず海軍志願はなるほど本人の志望に基づくものにちがひはないが、儼に兵役法第三條による志願兵令（附録に見るとほり）に定められるところによつて、一定の手續きを経て検査に出頭を命ぜられるのであるから、いふまでもなく儼然たる公的關係に立つものである。

まして帝國防衛の最前線にたつて、米英撃滅に挺身せんとする海軍志願兵はあらゆるものの中最も優先的に取扱はれてゐることを知らねばならぬ。とりもなほさず海軍志願は、海軍志願兵令に定められた無資格者の外は、現に學校に籍をおかうと、または國家總動員法により徵用されてゐる者であらうと少しも志願を妨げられるものではない。

検査には必ず出頭すること

かつてある地方で甲種飛行豫科練習生の検査日と、ある學校の國民體力検査日とが合致したことがあり、このため志願者である生徒から體力検査の方を缺席したと申し出たところ、その學校の受持ち教師は「海軍志願は私的事項であるが、體力検査は法によつて行はれるものであるから、この方を缺席することはまかりならぬ」といつた例もあつて、遂にその教師は憲兵隊に引致されたといふことであるが、これなどは事の本末輕重をあやまつた甚だしい一例である。

志願者は、海軍志願の神聖なることを篤と肝に銘じて、いやしくもこのやうな誤つた處理に妨げられぬやう、そして検査には自分の病氣以外は絶対に缺席しないやう心得ねばならぬ。

また検査に出頭する上に就ての注意や心得は、検査の前にあらかじめ詳しく通知されるから、それをよく守ればよいが、検査には必ず次の物件を持參すること。

甲種飛行豫科練習生志願者 國民學校初等科六年以上の通信簿、青年學校手帳、中等學校學籍簿またはこれに準ずるもの、若くは學業に關する證書類

乙種飛行豫科練習生志願者 國民學校初等科四年以上の通信簿または學業證明書、青年學校手帳、辨當。

また鉛筆、小刀、消ゴム、風呂敷等はどちらも同様持參すること。

一度の失敗で懲りるな

一度検査をうけて不合格になつたり、又は第二次検査まで行つて不採用になつても、次の期に志願する上には何らの不都合も生じない。したがつて年齢の許すかぎり、採用をめざして何回でも志願すればよい。たゞ一回の失敗でもつて志をなげうつなどは、よろしく日本男子の、まして洋々たる前途に輝く青少年諸君の最も恥づべきことである。

石にかじりついても。さういふ確固としてゆるぎない決心を以て志願し、採用の上は七生報國の大勇猛心を以て御奉公すること日本男子の本領である。

断じて勝つ

勝つ道即ち航空増強

大東亞戦争開戦となるや挺身ハワイ真珠灣の奥深く、警戒嚴重をきはめる水路を突いて進入し、目指す敵の戦艦に文字どほり體當りの猛襲を決行し、然る後從容として散華した軍神岩佐中佐以下九勇士の壯烈きはまる行動と偉大なる戦果は、さすがに米英の敵陣營をふるへあがらせた。その忠勇無双の行動は我が海戦史上にいつの世までも燦然と輝き、そしてわが日本國民の士氣をふるひ立たせすには置かぬだらう。

同時にこのハワイ海戦において我が海軍航空部隊がおさめた大戦果は、なんとい

つても大東亞戦争完勝に偉大な礎石を打ちこんだものとして永久に重大なる意義を有する。

更に中一日おいてのマライ沖海戦に於ける我が海軍航空部隊の輝く大戦果は、東のハワイ海戦に於て米海軍に與へたと同様、敵英國の東洋に對する野獸の如き慾望を根こそぎ覆してしまつた。

ハワイに據つた米太平洋艦隊、シンガポールに據つた英東洋艦隊、この二つながら三日の中に根こそぎ叩き潰されてしまつては、既に香港はもろんのことフィリッピン^ツの米軍もシンガポールの英軍も、それからスマトラやボルネオの蘭印軍も、勝味などはいふに及ばず戦ふ道さへ失つたも同然だつたのだ。制海權を失ふことはとりもなほさずそこらあたりの陸上部隊を、離れ小島の孤兒も同然の運命に突き落すことなのだ。

反對に、それから後の我が日本の作戦がいかにか都合よく行つたことか。かうして大東亞戦争は、その劈頭において、我が海軍航空部隊の電光石火の大活躍がもたら

した偉大な戦果によつて、勝利の基礎はすでに打ちたてられたのであつた。

なかんづく我が飛行機對敵の戦艦が共に秘術をつくして渡り合つたマライ沖海戦に於て敵が不沈戦艦と誇示したプリンス・オブ・ウェールズ號が、これまた快速戦艦として長く地中海方面で勢威を張つたレパルスと共に脆くも撃沈されたことは、いはゆる町の戦術研究家たちが「飛行機の重要性は萬々認めるが近代戦艦を飛行機だけで撃沈することはどうだらうか」といつてゐた昔ながらの考へをこの一戦によつて完全に革新させた。

町の戦術研究家だけではない、世界の中には本職の海軍軍人でさへもが、マライ沖海戦まではまだく飛行機の威力を、それほどまでにはどうしても買はない御仁があつた筈である。

特にあのグリーンランド沖の海戦で、たゞ一隻の獨逸戦艦ビスマルク號に對し、戦艦、巡洋艦、驅逐艦、航空母艦の十數隻と數十機の飛行機を動員してやつと止めは刺したものの、果ては軍艦の魚雷か飛行機の魚雷か、どちらがビスマルクに致命

傷を與へたかちよつと見當のつかなかつた英海軍には、さうした舊式の頭の軍人が多かつたのではあるまいか。その禍^{わざはひ}ひが、敢へて虎の子のプリンス・オブ・ウェールズとレバルスを我が海軍航空部隊の前に臆^{おく}面もなく押出して來させたとも見られるのである。

そこで相手が航空兵力を有する以上、こちらにもまづ相手に劣らぬ航空兵力を有するのではなくては、戦ひに勝つことは極めてむづかしい。もしそれ相手が優勢な航空兵力を有するのに對し、こちらが極めて劣勢の航空兵力しか持ちあはさぬとしたら、それは戦はずして既に負けてゐると見ても憚らない。即ち航空兵力の優劣は直ちに戦鬪の勝敗を決定するものだ。敵米英がハワイとマライ沖でなめた、おそろく彼等としてはその國を創^{はじ}めて以來最も苦^{にが}かつたであらう經驗から得た結論はたしかにかうだつたにちがひない。

彼等が今盛んに飛行機の製産力を誇り、航空母艦の建造を急ぎつゝあるのはこれを裏書きして餘りあらう。又マライ沖海戦以後のジャワ沖海戦（十七年二月四日）

サング海海戦（十七年五月七日）、ソロモン海戦（第一次十七年八月七―九日、第二次同二十四日、第三次十七年十一月十二―十四日）、東太平洋海戦（十七年六月四日）、レンネル島沖海戦（十八年一月二十九日）、イサベル島沖海戦（十八年二月一―七日）フロリダ島沖海戦（十八年四月七日）等に於ける敵米英海軍の出方を見ても極めて明らかである。そしてこれ等の諸海戦の悉くが我が方の壓倒的勝利に歸してゐるのは、實に我が海軍航空部隊の活躍によるどころ極めて大であるはいふまでもない。即ち、今や我が海軍航空部隊こそは、なんとしても米英撃滅戦力の最も重要にして缺くべからざる絶對的の要素でなくてはならぬ。

山本元帥につゞけ

大東亞戦争開始以來我が聯合艦隊司令長官として日夜雄渾^{ゆうこん}古今に比類なき大作戦を號令しつゝあつた我等の山本五十大將は、昭和十八年四月、米英撃滅の最前線の、しかも飛行機に搭乘されて全般を指揮中、遂に名譽の戦死を遂げられた。

長官空戦に散華す。もちろん世界空前の壯烈のことだ。この飛報に全國民は腹の底からこみあげてくる感動を覺えた。そしてその感動はたちまち敵米英に對する嚇たる怒りとなつて發し、全國民、わけても明日の第一線戰士たる青少年諸君の報國の精神を炎々と燃えあがらせてゐる。

同時に米英撃滅の戦ひが、いかに深刻な喰ふか喰はれるかの一大決戦であるかを、我々はいよくはつきりと知らされた。

また同時に、航空兵力、即ちいよく優秀なる海鷲と飛行機を、いよく多數前線に送らねばならぬことをあらためて痛感した。

「山本元帥につゞけ」

前線も銃後もこぞつて決心を新にした。

早稲田大學の水泳部では、こんど卒業する選手諸君の全部が海軍飛行科豫備學生を志願するといふことだ。

東京品川の東海國民學校では、五月二十七日の海軍記念日に、土浦海軍航空隊が

ら休暇で歸つて來た少年飛行兵が壇上に立つて、「君たちのなかで海軍少年飛行兵を志望する者は手をあげて見給へ」と呼びかけたところ、四十餘名の兒童がこぶしを握つて、一齊に高く手をあげたといふことだ。

大日本青少年團でも山本元帥國葬の日を期して「少年よ、空へ征け」の一大運動を開始した。

日獨伊親善協會といふ團體では、今後毎月五日を「航空増強日」として一年一萬機獻納をめざす航空戦力増強の一大運動を起すといふことである。

心強い限りであるし、また當然さうなくてはならない。そしてこの決心、この誓ひ、この運動は、斷じて一時的のものであつてはならぬ、永久に一誠以て貫く信念の叫びであり、信念の動きでなくてはならぬ。とりもなほさず、このやうにして我が海軍航空兵力が、多々ますます増強せられてこそ、大東亞戦争の最後の勝利は斷じて我が日本の頭上に輝くのである。

青少年諸君、「戦ひを決するもの海鷲」この語を忘れるな。同時に敵もまた航空軍

備の充實に死物狂ひの力を注いでゐることを。

更に我が日本の青少年諸君、諸君は斷じて敵米英の青少年に優越するの決意と、
そして誇りを高く持たねばならぬ。

海軍航空の歌 (海軍航空本部選歌)

一 萬里の雲や 大洋の

空を壓して敵を呑む

堂々の意氣この胸に

百鍊の技この腕に

衝けば必殺あますなし

二 翼に託す明鏡の

何ぞ心に曇りある

聖勅重し 身は輕し

使命に薫るさくら花

玉と碎けん願ひのみ

三 南の極み北の果て

水漬く屍や その勳

歴史を飾る撃滅の

烈々の血を享けつぎて

永遠に譽を擧げんかな

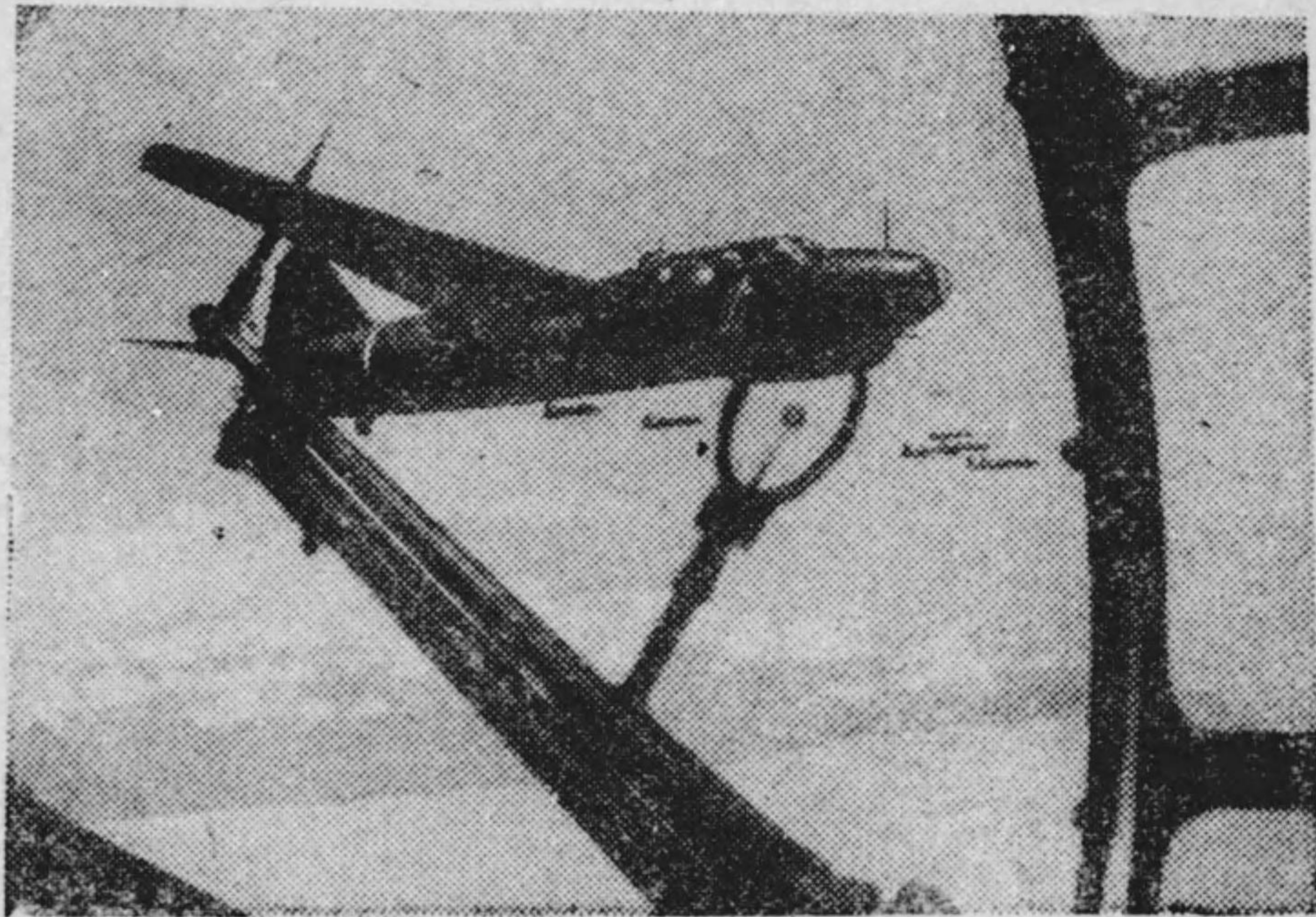
四 百萬の敵あらばあれ

一機斷じて挑み撃つ

不撓の決意 必勝の

敢闘まさに時到来

今や世界は新たなり



百萬の敵あらばあれ……決戦連続の南太平洋の空を壓して征く海鷲堂々の編隊

學科試験問題の一例

この試験問題はどちらも昭和十八年春の検査で行はれたものである。これによつてそれ／＼試験の問題の性質と程度を知つていたゞきたい。ご覽のとほり定められてゐる學力、即ち甲種は中學校第三學年、乙種は國民學校高等科を共に修了程度以上の諸君ならば何も心配するほどのものではない。

またずつと以前からの問題をあつめて勉強する諸君もあるやうであるが、それよりも學校の教科書の方をよく勉強し、過去の問題はあくまで參考にとゞめるやうにしたい。

甲種飛行豫科練習生採用試験問題 (昭和十八年前期)

國語・漢文 (時限一時間三十分)

一、次ノ文章中傍線ヲ附シタル處ニ適當ナル漢字ヲ書キ入レヨ。

海上ケレリヨク權ケンといふものは、シキある商船隊と、これをヨウゴしその交通をカクホするセイメイ確ケツ保ホなる海軍に
よつて初めて成り立つものである。

二、次ノ語ニ讀ミ假名ヲ附ケヨ。

天稟テンリン磨下マゲキム 完遂カンズイ索敵サクテキ從容ジュウヨウ俘虜フロ拿捕ナポ出帆シュッパン經綸ケイロン要衝ヤウシュウ
三、左ノ文ヲ讀ミテ諸問ニ答ヘヨ。

武力トイフハ、艦船兵器等ノミニアラズシテ、之ヲ活用スル無形ノ實力ニアリ。百發百中ノ一砲、能ク百發一中ノ敵砲百門ニ對抗シ得ルヲ覺ラバ、我レ等軍人ハ、主トシテ武力ヲ形而上ニ求メザルベカラズ。

(イ) 「之」トハ何ヲサスカ

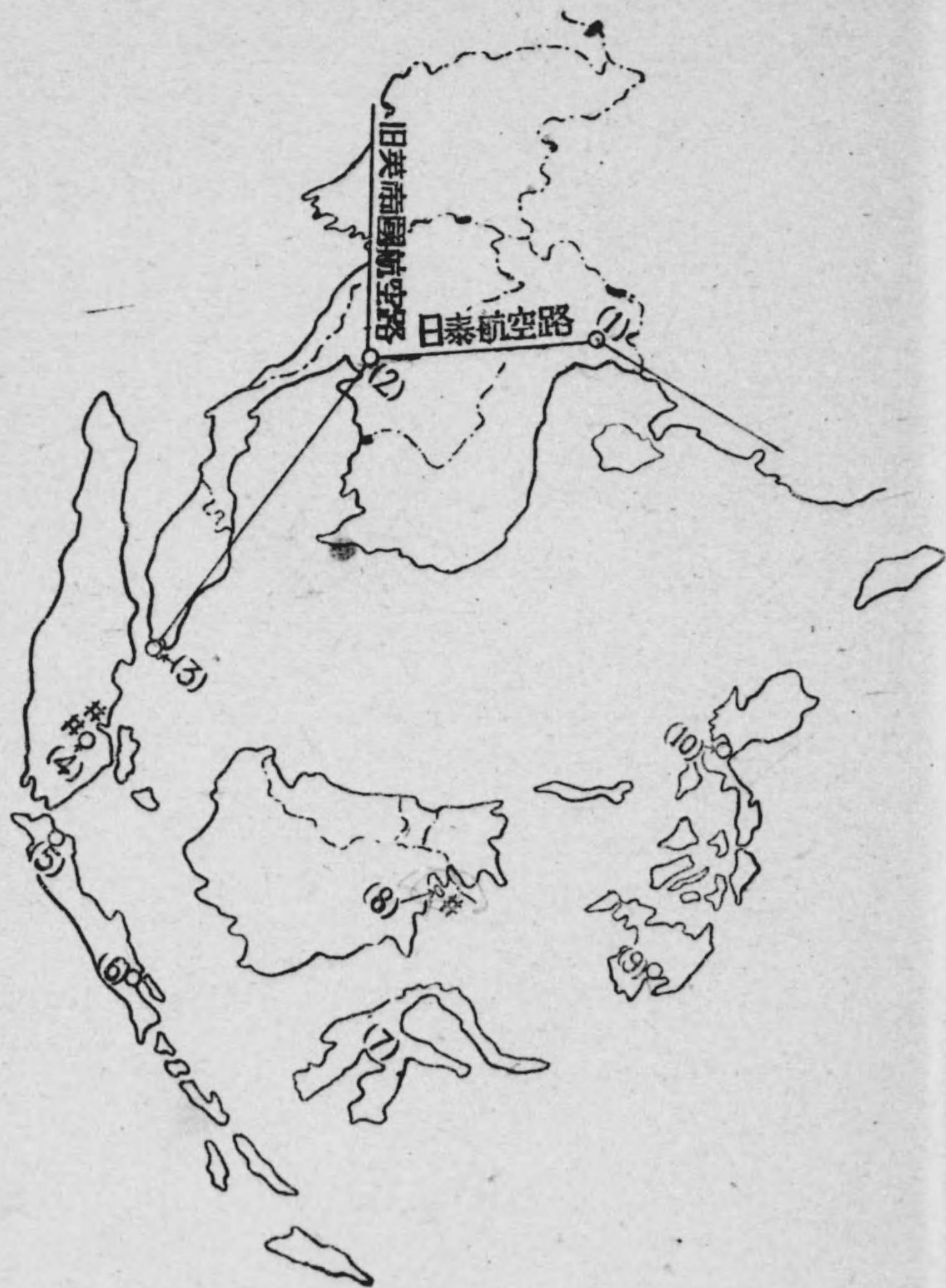
(ロ) 「無形ノ實力」トハ何か

(ハ) 如何ナル意味カ

(ニ) コノ語ニ相當スル語ヲコノ文中ニ求メヨ

四、次ノ文中傍線ヲ施シタル部分ヲ解釋セヨ。

敏捷果斷ハ軍人ノ最モ緊要トスルトコロナリ。干戈倉卒ノ際ハ勿論、平日ト雖モ、軍務ノ遂行



五、アジア洲ニ於テ左記物資ノ主要ナル産地(國又ハ地方)ヲ各ニツダケ舉ゲヨ。

〔例〕 錫 || マライ半島、泰

(イ) 棉 花 || 印度支那

(ロ) 米 || シンガポール、佛那

(ハ) 石 油 || マレー、又ミヤウ

(ニ) 石 炭 || 滿洲支那

(ホ) 鐵 鑛 || 滿洲支那

六、次ノ地圖ノ番號ヲ附セル都市名又ハ島名ヲ明記セヨ。

(1) 河内

(2) シンユンク

(3) 南

(4) シンバン

(5) ヤカルタ

(6) ス

(7) シンヘル

(8) X

(9) ~~マニラ~~

(10) ~~マニラ~~

島 島

數 學 (時限二時間)

1. $\sqrt{x^2+3x+2}$ ヲ因數ニ分解セヨ。

2. 三點ノ座標ガ $(+2,+3)$, $(-3,+2)$,

$(-3,-2)$ ナルトキ, コノ三點ヲ頂點

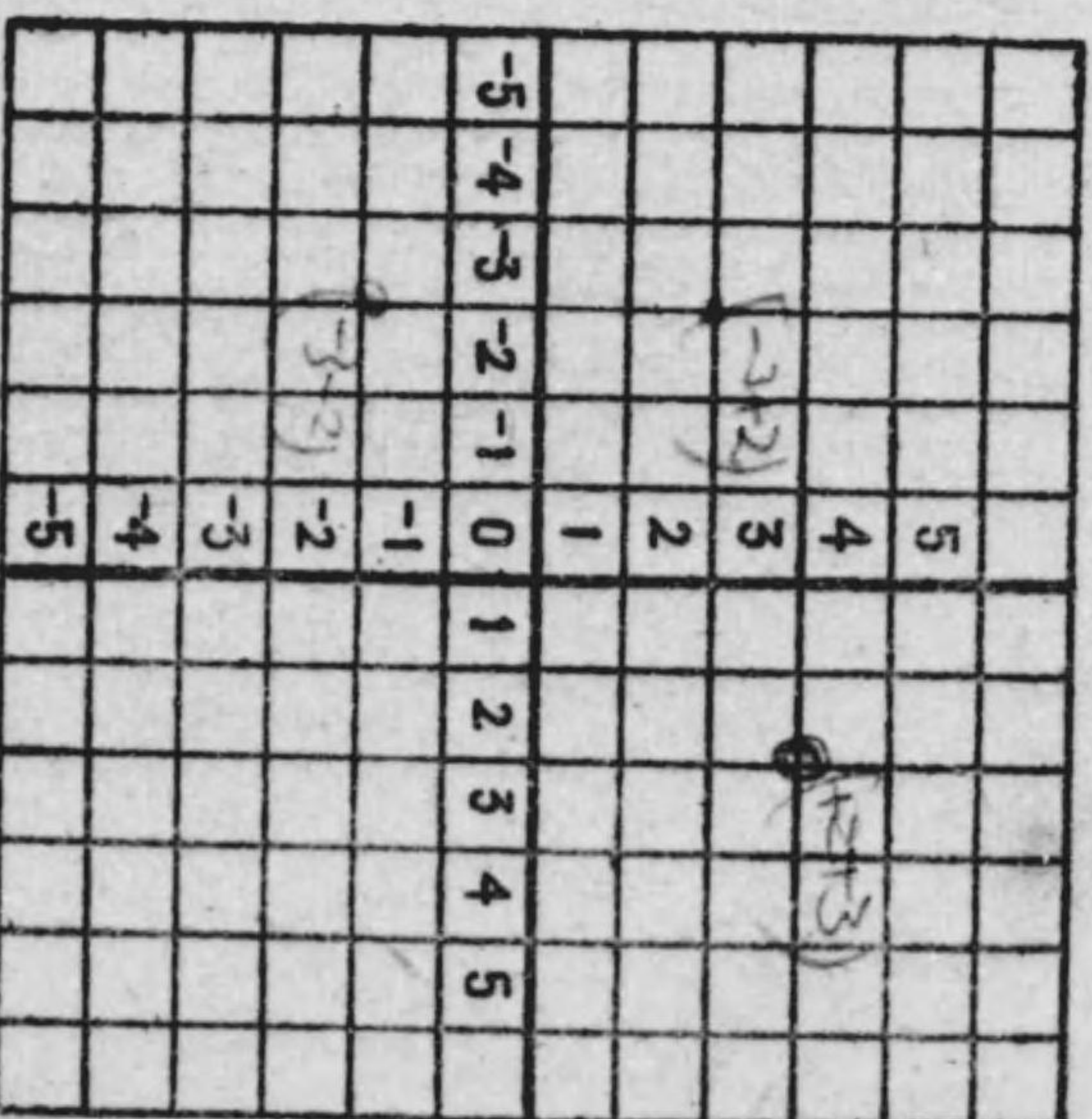
トスル三角形ヲ右ノ方眼紙上ニ畫ケ。

3. 次ノ聯立方程式ヲ解ケ。

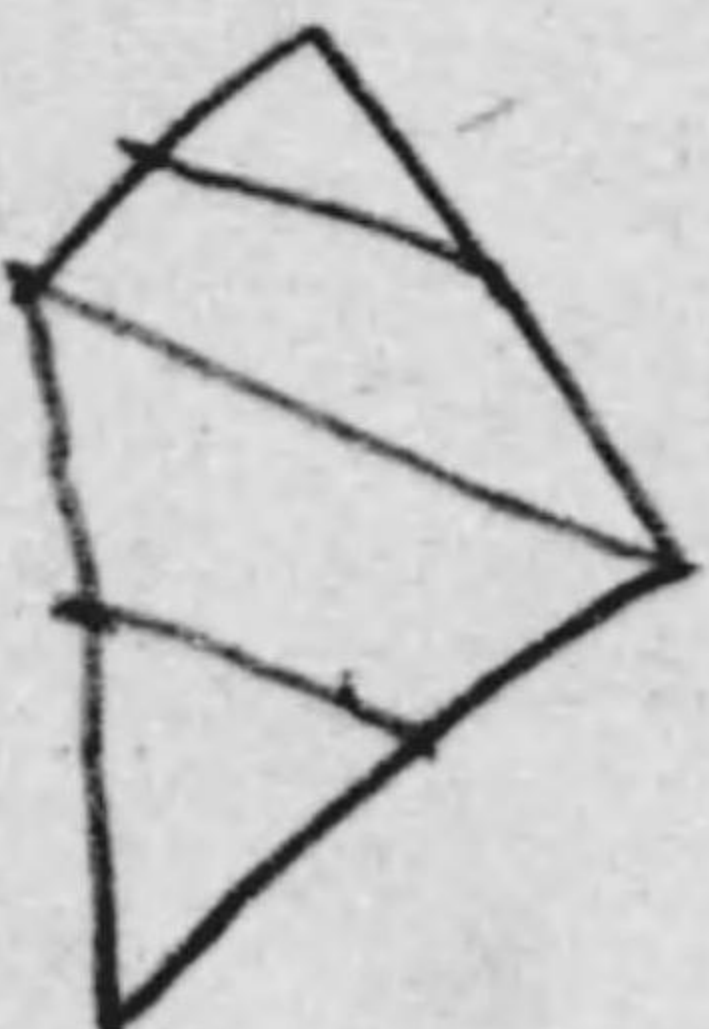
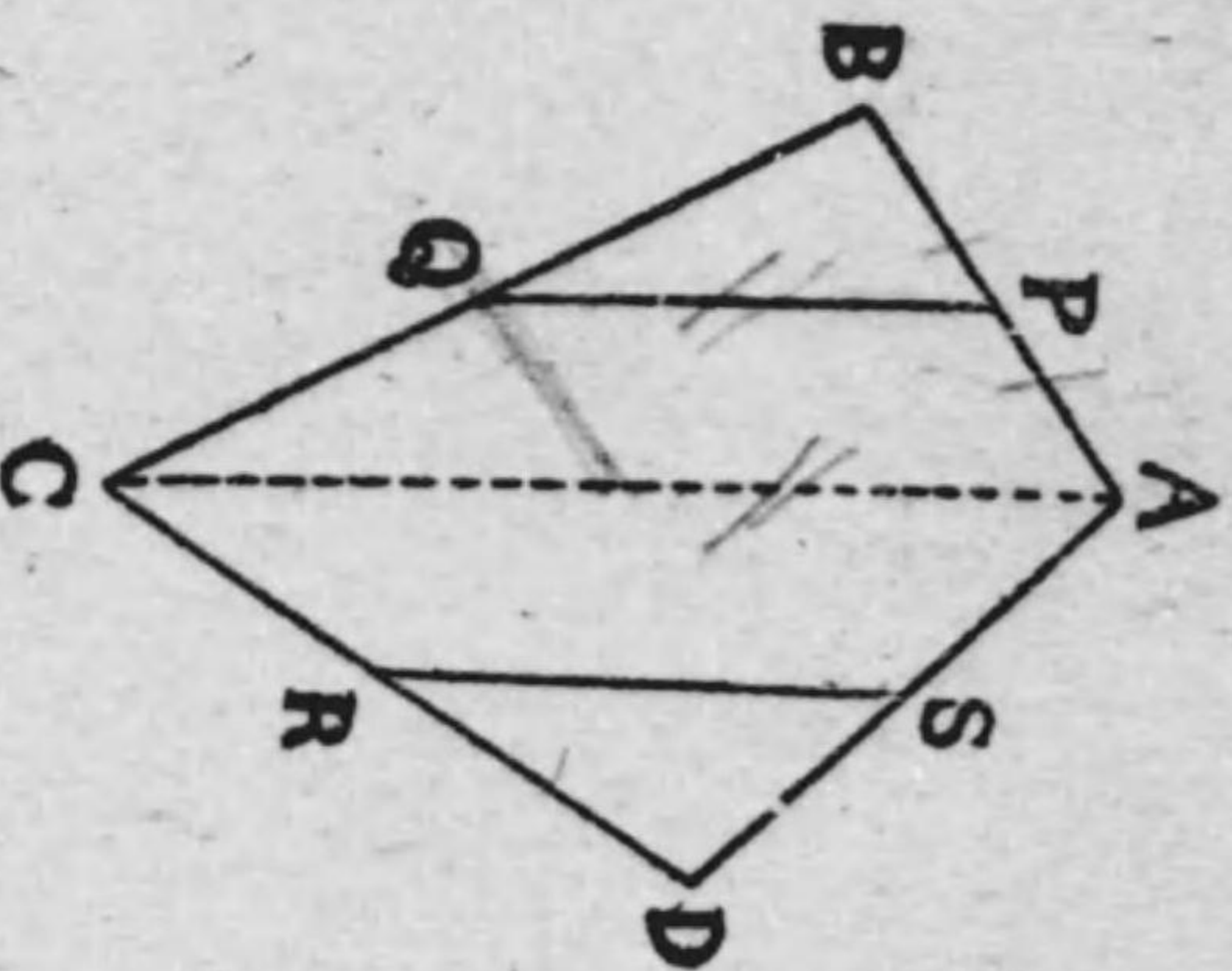
$$\begin{cases} 2x+3y=17 \\ 3x-y=9 \end{cases}$$

$$5x+4y=6$$

$$4y=6+x$$



4. 四邊形 ABCD ノ各邊 AB, BC, CD, DA ノ中點ヲ夫々 P, Q, R, S トスルニ PQ || SR ナルコトヲ證明セヨ。

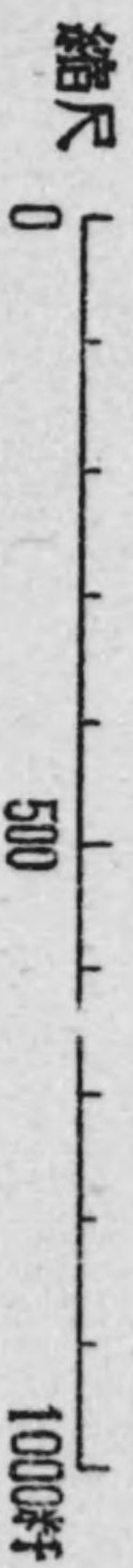


5. $\frac{1}{n} + \frac{1}{v} = \frac{1}{f}$ ヲ f ニツキテ解ケ。

6. 圖ニ於テ A, B, C ハ飛行場ノ位置ヲ示ス。A ヨリ Bニ向ケ出發セル時速 300 呎ノ旅客機ハ途中豫定ヲ變更シ Cニ向ケ方向ヲ變ジ, A 出發後 2 時間ニシテ Cニ到着セリ。コノ旅客機ノ航路ヲ下ノ圖上ニ作圖シ作圖法ヲ簡單ニ述ベヨ。但シ證明ヲ要セス。

A
c

b



物 象 (時限 1 時間 30 分)

1. 次ノ () 内ニ適當ナル文字ヲ入レヨ。
 - イ. 面積ノ C. G. S. 單位ハ () ナリ
 - ロ. 雨滴ノ球狀ヲナスハ水ノ () ニヨル

- ハ. 一定質量ノ氣體ノ () ハ溫度一定ノトキ壓力ニ逆比例スル
 - ニ. 攝氏 0 度ハ絕對溫度ニテハ (273) ナリ
 - ホ. 水ハ (1 気圧) ノトキ攝氏 100 度ニテ沸騰スル
2. イ. 熱ノ移動ノ方法ヲ擧ゲヨ。
 - ロ. 池水ガ冬季ソノ表面ヨリ凍ル理由ヲ述ベヨ。
 3. 長サ 20 糎ノ「ゼンマイ」ニ 50 瓦ノ分銅ヲ吊セバ 30 糎トナリ, 次ニ鉛球ヲ吊セバ 26 糎トナレリ。コノ鉛球ノ重サヲ問フ。
 4. 凸「レンズ」ニヨリテ實像及ビ虚像ヲ生ズル場合ヲ圖示セヨ。
 5. 次ノ各項ヲ化學的ニ説明セヨ
 - (イ) 同素體
 - (ロ) 潮解性
 6. 空氣ノ主成分ヲナス物質ノ内三個ヲ列記セヨ。
 7. 炭酸「ガス」ノ検出法ヲ述ベヨ。
 8. 水素ガ燃焼スル時ノ化學方程式ヲ示シ 且ツ之ヲ用ヒテ 50 瓦ノ水素ガ完全ニ燃焼シタル時生ズル水蒸氣ノ質量ヲ瓦ニテ表ハセ。

但シ水素ノ原子量ヲ1, 酸素ノ原子量ヲ16 トシテ計算セヨ。

英語 (時限1時間30分)

1. 次ノ英文ヲ日本文ニ直セ。

(1) Can you see that aeroplane high up in the sky? I think it is a seaplane. It is flying at a great speed.

It is flying at a great speed. 飛空艇は高く飛んでいる。それは水上飛行機だ。それは非常に速く飛んでいる。

(2) Look; the aeroplane is out of sight already, but we can still hear the sound of its propeller. How splendid it must be to fly over the ocean!

(3) We are now at war. Since the Greater East Asia War began, our forces have won many great victories. Malay, Burma, Sumatra, Borneo, Java, the Philippines and other islands are now in our hands.

2. 次ノ日本文ヲ英文ニ直セ。

(1) 君の叔父さんは何處にいますか。

How long your uncle

(2) ジャワにいます。

He lives in Java

(3) ジャワには四季がありません。

(4) そこはいつも暑いです。

乙種飛行豫科練習生採用試験問題 (昭和十八年度)

(一般志願兵もこれと同じ)

讀書 (全點百點 時限二十分)

一、次ノ語句ニ讀假名ヲツケヨ。

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 粉碎 | 確定 | 觀測 | 造營 | 境遇 |
| 翼賛 | 體裁 | 加護 | 戰況 | 雄飛 |

二、左ノ文中片假名ノ部分ヲ漢字ニ改メヨ。

三、次ノ語句ヲ解釋セヨ。
□□□□の□□□□此の一戦に在り。□□□□一層□□□□□□□□

- (1) 上聞
- (2) 技術
- (3) 夜もすがら
- (4) 敗走
- (5) 行くことをがへんぜず

數 學 (全點百點 時限四十分)

注意 (代數ヲ解イテモヨロシイ。答ノミデハイケナイ。此ノ用紙
ニ計算ヲ書キナサイ。)

- (一) 次ノ計算ヲセヨ。
 - (イ) $5264 - 728 + 3789$
 - (ロ) $\frac{1}{8} + \frac{1}{3} + \frac{1}{12}$
- (二) 次ノ式ヲ計算セヨ。

- (イ) $5886 \div 27$
 - (ロ) $23.68 \times 2.5 - 2.65$
- (三) 次ノ式ヲ計算セヨ。
(イ) 11分 \div 2分45秒
(ロ) $(8\frac{3}{5} - 5.4) \div 1\frac{3}{5}$
- (四) 甲乙丙三人ノ年齢ノ和ハ63デ甲ハ乙ヨリ3多ク、乙ハ丙ヨリ3多イ。各幾歳カ。
- (五) 某軍港ニ碇泊中ノ敵艦隊ハソノ $\frac{5}{12}$ ハ撃沈セラレ $\frac{3}{8}$ ハ大破シ、殘ルモノハ僅カニ5隻デアツタ。最初軍港ニアツタ敵艦隊ノ總隻數ハ何程デアツタカ。

海軍志願兵令

第一章 總 則

- 第一條 海軍志願兵トハ左ニ掲グル海軍兵ヲ謂フ
- 一 本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海軍兵籍ニ編入セラレタル者
- 二 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現役ニ入りタル者
- 第二條 志願兵ノ服スベキ兵役ハ現役及ビ豫備役トス
- 第三條 第一條第一號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ志願兵徵募地ノ海軍志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置キ第一條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎮守府ニ置ク。但シ海軍大臣ハ必要ニ應ジ現役志願兵（歸休中ノ志願兵ヲ除ク）ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得
- 歸休中ノ志願兵又ハ現役ヲ離レタル志願兵ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク
- 第四條 志願兵ノ採否ノ決定、再現役ノ許可ノ決定、轉役及ビ免役ノ處分ハ在籍鎮守府司令長官之ヲ行フ
- 第五條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ服役スルコトヲ得ズ

第六條 本令中、府縣ニ關スル規定ハ北海道又ハ樺太ニ在リテハ北海道廳又ハ樺太廳ニ、市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市又ハ神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、町村、町村長又ハ町村吏員ニ關スル規定ハ町村、町村長又ハ町村吏員ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第二章 服 役

- 第七條 志願兵ノ現役ハ五年、豫備役ハ十一年トシ現役ヲ終リタル者ハ別ニ辭令ヲ用ヒズ之ヲ豫備役ニ服セシム
- 豫備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齡滿四十歳未滿ノ者ハ之ヲ第一國民兵役ニ服セシム
- 第八條 現役期間ハ服役シタル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス
- 第九條 志願兵ノ現役年限年齡ハ三十五年トシ四十年ヲ以テ服役ノ終期トス
- 第十條 艦船部隊（學校、病院其ノ他之ニ準ズベキモノヲ含ム）ニ勤務ノ志願兵ハ各其ノ艦船部隊内ニ居住セシムルヲ例トス
- 第十一條 現役志願兵ハ第七條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得
- 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル現役兵（師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ヲ除ク）ハ兵役法第五條ノ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得
- 再現役ハ二年ヲ一期トシ海軍大臣ノ定ムルトコロニ依リ許可ス。但シ二年以内ニ現役年限年齡

ニ達スル者ハ其ノ年限年齢ニ達スル日マデヲ一期トス

海軍特修兵令ニ依リ服役ノ義務ヲ有スル者ハ兵役法第五條又ハ本令第七條ニ規定スル現役期間満ツル日ノ翌日ヨリ其ノ義務ノ終ル日マデヲ一期トシ當然再現役ニ入りタルモノト看做ス

第十二條 再現役ヲ許可セラレタル兵、再現役ニ入ル前六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ、又ハ逃亡シタルトキハ其ノ許可ヲ無効トス

再現役ヲ許可セラレタル兵再現役中六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ再現役ノ許可ハ將來ニ向ツテ效力ヲ失フ。但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタルトキハ情狀ニヨリ其ノ效力ヲ失ハシメザルコトヲ得

第十三條 再現役中ノ志願兵軍紀ヲ紊リ又ハ品行不正ニシテ下士官ニ任用ノ見込ナシト認ムルトキハ現役ヲ免ジ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十四條 志願兵現役年限年齢ニ達シ服役期間満ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

- 一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ
 - 二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ
 - 三 航海中又ハ外國ニ在リテ勤務中ナルトキ
 - 四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ
 - 五 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ已ムヲ得ザルトキ
- 前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス
- 第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及ビ其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム。但シ航海

中又ハ外國ニ在リテ勤務中ノ者ノ服役期間ノ延長及ビ其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲナスコトヲ得

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待チ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、警備府司令長官、特命司令官、又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限り服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スベシ

第十五條 豫備兵役又ハ第一國民兵役ノ志願兵ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集ヲ令セラレタル者應召ノ日ニ於テ豫備兵役又ハ第一國民兵役ノ期間ヲ過グルニ至ルベキトキハ前條ニ規定スル命又ハ召集解除ノ命アルマデ其ノ服役期間ヲ延長ス

第十六條 左ニ掲グル期間ハ之ヲ現役期間ニ算入セズ

- 一 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受ケタル日數
- 二 逃亡中ノ日數

第十七條 志願兵ニシテ海軍兵學校、海軍機關學校、海軍經理學校ノ生徒ニ採用セラレタル者又ハ豫備役ノ志願兵ニシテ陸軍補充令第一百五條第一項第二號ノ生徒ニ採用セラレタル者ハ其ノ入校ノ日ヲ以テ其ノ身分及ビ服役ヲ免ズ

前項ノ規定ニ該當スル者生徒ヲ免ゼラレタルトキハ前ニ免ゼラレタル身分ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシム

第十七條ノ二 豫備役ノ志願兵ニシテ海軍豫備員ニ任用セラレタル者ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ其ノ身分及ビ服役ヲ免ズ

第十八條 志願兵現役ニ服シタル期間二年以上ニシテ刑ニ處セラレ又ハ懲罰處分ヲ受ケ改悛ノ狀ナキトキハ其ノ現役ヲ免ジ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十九條 現役志願兵戰地ニ臨ミ、沈没シタル艦船中ニ在リ又ハ其ノ他死亡ノ原因タルベキ危難ニ遭遇シ戰爭止ミタル後、艦船ノ沈没シタル後又ハ其ノ他ノ危難ノ去リタル後三年ヲ經過スルモ尙所在不明ナルトキハ其ノ現役ヲ免ジ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第二十條 掌水測兵掌電信兵又ハ掌飛行兵タルコトヲ志願シテ水兵又ハ飛行兵ニ採用セラレタル者ニシテ當該特修兵タルノ見込ナキ者ハ入團又ハ入隊後其ノ特修兵下ナル迄ノ間ニ於テ志願兵ヲ免ズ。但シ服役シタル期間二年以上ノ者ハ之ヲ豫備役ニ服セシム

軍樂兵ニシテ技倆發達ノ見込ナキ者ハ入團後二ヶ月以内ニ志願兵ヲ免ズ前二項ノ規定ニ該當スル者アルトキハ本人ノ志願ニ依リ他ノ科ニ轉ゼシムルコトヲ得

第二十一條 鎮守府司令長官ハ志願兵ニシテ一年以内ニ現役滿期トナル者アルトキハ之ニ歸休ヲ命ズルコトヲ得

歸休ヲ命ゼラルル志願兵ニ關シテハ海軍大臣上裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二十二條 兵役法第二十條第二十一條第一項及ビ兵役法施行令第三十八條ノ規定ハ志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第二十條又ハ前條ノ規定ニ依リ現役ヨリ豫備役ニ轉ジタル志願兵ノ豫備役期間ハ前ニ服シタル期間ヲ通算シ十年ニ滿ツル日マデトス

第三章 徵 募

第二十四條 戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ海軍ニ服役スルコトヲ志願スル者ハ別ニ定ムル者ヲ除クノ外銓衡ノ上之ヲ海軍志願兵ニ採用ス

第二十五條 海軍志願兵トシテ徵募スベキ海軍兵ノ兵種左ノ如シ

- 一 水兵
- 二 飛行兵
- 三 整備兵
- 四 機關兵
- 五 工作兵
- 六 軍樂兵
- 七 衛生兵
- 八 主計兵
- 九 技術兵

第二十六條 志願兵ノ徵募ハ採用ノ年ノ三月三十一日ニ於テ年齡十四年以上ノ者ニシテ其ノ年ノ十二月一日ニ於テ年齡二十一年未滿ノモノニ就キ之ヲ行フ

各兵種ノ徵募年齡ニ關シテハ前項ニ規定スル年齡ノ範圍内ニ於テ海軍大臣之ヲ定ム

第二十七條 左ニ掲グル者ハ志願兵ノ徵募ニ應ズルコトヲ得ズ

- 一 陸軍ノ豫備役、及ビ第一國民兵役ニ在ル者並ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第百八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者
- 三 刑事被告人

第二十八條 左ニ掲グル者ハ之ヲ海軍志願兵ニ採用スルコトヲ得ズ

- 一 身體完全ナラザル者
- 二 志操確實ナラザル者
- 三 品行方正ナラザル者
- 四 略國民學校高等科卒業程度以上ノ學力ナキ者
- 五 試験検査ニ合格セザル者
- 六 前各號ニ掲グル者ノ外將來下士官ニ適セズト認ムル者

第二十九條 志願兵ハ各鎮守府別ニ徵募シ採用ノ上ハ之ヲ所屬鎮守府ノ海兵團ニ入團セシム。但シ飛行豫科練習生タルコトヲ志願スル飛行兵ハ之ヲ海軍練習航空隊ニ、軍樂兵ハ之ヲ横須賀海兵團ニ入隊又ハ入團セシム

第三十條 海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲海軍志願兵徵募區（以下之ヲ徵募區ト稱ス）ヲ定メ鎮守府ヲシテ之ヲ管セシム

徵募區ハ必要ニ應ジ之ヲ検査區ニ分ツ
徵募検査施行ノタメ検査區毎ニ概ネ一検査所ヲ設ク但シ検査區ヲ併セ一検査所ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 海軍大臣ハ鎮守府司令長官及ビ地方長官ヲシテ志願兵ノ徵募ヲ掌理セシム

第三十二條 鎮守府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ、部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍志願兵徵募軍醫官ヲ命ズ
左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍志願兵徵募官トス

一 ノ地方事務所長ノ管轄區域ノ全部又ハ一部ヲ以テ擔任區域トスル検査所ヲ設ケラレタル場合ニ於テハ當該地方事務所長

二 ノ支廳長ノ管轄區域ノ全部又ハ一部ヲ以テ擔任區域トスル検査所ヲ設ケタル場合ニ於テハ當該支廳長

三 ノ市ノ區域ノ全部又ハ一部ヲ以テ擔任區域トスル検査所ヲ設ケラレタル場合ニ於テハ當該市長

四 地方事務所長若ハ支廳長ノ管轄區域又ハ市ノ區域ノ二以上ニ互ル地域ヲ以テ擔任區域トスル検査所ヲ設ケラレタル場合ニ於テハ府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官（以下之ヲ兵事官ト稱ス）

前項第四號ノ場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ地方長官ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ兵事官ニ代ヘ地方事務所長、支廳長又ハ市長ノ中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ命ズルコトヲ得

海軍志願兵徵募官タル海軍將校ヲ海軍徵募官、海軍志願兵徵募軍醫官タル海軍軍醫科士官ヲ海軍徵募軍醫官、兵事官竝ニ海軍志願兵徵募官タル地方事務所長、支廳長及ビ市長ヲ地方徵募官ト稱ス

海軍志願兵徵募官ハ海軍徵募官ヲ首座トス

海軍徵募軍醫官ハ其ノ服務ニ關シテハ海軍徵募官ノ命ヲ承ク

第三十三條 鎮守府司令長官及ビ地方長官ハ海軍徵募官及ビ地方徵募官ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

地方徵募官ハ前條第二項各號及ビ第三項ニ掲グル區分ニ從ヒ各當該検査所ノ擔任區域ニ係ル徵

募ノ事務ヲ執行スルモノトス

地方徵募官事故アルトキハ兵事官又ハ地方事務所長ニ在リテハ地方長官ノ指名スル其ノ部下ノ官吏、支廳長又ハ市長ニ在リテハ其ノ職務ヲ代理スル者地方徵募官ノ職務ヲ代理ス

第三十四條 海軍徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ合格者ノ決定ニ任ズ
徵募軍醫官ハ身體検査ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ズ

地方徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ徵募検査ヲ受クル者ノ身上ニ關スル調査ニ任ズ
町村長ハ検査所ニ出席シ海軍志願兵徵募官ノ諮問ニ應ズベシ

第三十五條 地方長官ハ検査所ヲ開設スル地ノ市町村長ヲシテ豫メ徵募検査ニ關スル準備ヲ爲サシムベシ

地方長官ハ徵募検査ニ際シ必要アル場合ニ於テハ市町村長ニ命ジ當該市町村ノ吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三十六條 海軍大臣ハ毎年採用スベキ志願兵ノ兵種別員數ヲ定メ之ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス
鎮守府司令長官ハ前項ノ規定ニヨル告達ニ基キ府縣別志願割當員數ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知ス

第三十七條 地方長官ハ前條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ基キ市長村長ヲシテ其ノ管内ニ現住シ志願兵タルコトヲ志願スル者ニ付第二十四條及ビ第二十七條ニ規定スル資格ヲ審査シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セズト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムベシ

地方長官ハ前項ノ規定ニヨル報告ヲ總括シ之ヲ鎮守府司令長官ニ通知スベシ

第三十八條 志願兵ノ入團又ハ入隊期日ハ六月一日トス海軍大臣ハ必要アル場合ニ於テハ之ヲ變

更スルコトヲ得

第三十九條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ノ際現役ニ堪ヘザル者ナルトキ又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者ナルトキハ其ノ採用ヲ取消シ歸郷セシム

鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ニ際シ疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ入團又ハ入隊シ難キ者ナルトキハ二十日以内ニ其ノ入團又ハ入隊ヲ延期スルコトヲ得

第四十條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊期日後二月以内ニ闕員ヲ生ジタルトキハ其ノ補闕ノ爲更ニ志願兵ノ採用ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 海軍大臣ハ鎮守府ノ所管徵募區内ニ於テ要員ヲ採用スルコト能ハザルトキハ他ノ鎮守府ノ所管徵募區ヨリ之ヲ補充セシムルコトヲ得

第四十二條 検査所ノ諸費、志願兵ヲ志願スル者ノ検査所ニ於テ検査ヲ受タル爲ノ旅費、志願兵入團若ハ入隊ノ爲、又ハ飛行豫科練習生タル飛行兵ヲ志願スル者海軍航空隊ニ於テ検査ヲ受クル爲ノ旅費及ビ附添ノ官吏吏員ノ旅費ハ之ヲ官給トス

第四章 召 集

第四十三條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役若ハ第一國民兵役ノ志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス

第四十四條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役ノ志願兵ハ演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第四十五條 歸休中ノ志願兵ハ臨時補充ノ爲其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
豫備役ノ志願兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休中ノ志願兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ

之ヲ召集スルコトヲ得

第四十六條 兵役法第六十條乃至第六十三條並ニ兵役法施行令第四章(第一百九條乃至第二百一
一條及ビ第三百三十四條ヲ除ク)ノ規定ハ本令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外志願兵ノ召集又
ハ簡閱點呼ニ之ヲ準用ス

海軍志願兵令施行規則

(本則は第一章總則、第二章服役、第三章徵募、第四章雜則、及び罰則及び附則より成るも、
海軍志願兵獎勵に關しては第三章徵募の條項のみにて足るに依り茲には第三章徵募の條項を掲
ぐるに止む)

第三章 徵 募

第三十條 志願兵ノ徵募年齡ノ計算期日ハ採用ノ年ノ十二月一日(十四年ノ者ハ三月三十一日)

トシ兵種別ノ徵募年齡左ノ如シ

- 一 水兵(第二號ニ掲グル者ヲ除ク) 整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵及ビ主計兵
十五年以上二十一年未滿
- 二 水測兵及ビ電信兵タルコトヲ志願スル水兵
十四年八月以上十九年未滿
- 三 飛行兵
十五年以上二十年未滿
- 甲種飛行豫科練習生

乙種飛行豫科練習生

四 軍樂兵

前項第一號ニ掲グル水兵ヲ一般水兵第三號ニ掲グル飛行兵ヲ夫々甲種飛行兵乙種飛行兵
ト略稱シ總稱シテ少年飛行兵ト稱スルコトヲ得

第三十一條 志願兵(甲種飛行兵ヲ除ク以下同ジ)ノ徵募検査ハ海軍志願者身體検査規則ニ依ル
身體検査及ビ國民學校高等科修了程度ノ學力試験(水測兵、電信兵、少年飛行兵、工作兵及ビ
軍樂兵ニ在リテハ別ニ定ムル適性検査ヲ加フ)トス

第三十二條 海軍志願兵徵募區ヲ定ムルコト左ノ如シ

| | |
|----------------|--|
| 第一徵募區 (横須賀) | 北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、 東京、神奈川、山梨、静岡、秋田、長野、樺太 |
| 第二徵募區 (吳) | 愛知、三重、和歌山、奈良、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、 島根、岐阜 |
| 第三徵募區 (佐世保) | 徳島、香川、高知、愛媛、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿 兒島、沖繩(以上四國九州) |
| 第四徵募區 (舞鶴) | 山形、新潟、滋賀、京都、富山、石川、福井 |

第三十三條 検査區ハ地方事務所長ノ管轄區域、支廳ノ管轄區域又ハ市ノ區域ヲ以テ夫々地方事

務所、支廳又ハ市ノ固有名ヲ冠ス

第三十四條 地方長官ハ前條ノ規定ニ基キ毎年八月一日迄ニ海軍志願兵検査所豫定表(様式第一)ヲ作り之ヲ鎮守府司令長官ニ送附スベシ

第三十四條ノ二 志願兵タルコトヲ志願スル者ハ海軍志願兵願書(様式第一ノ二)ヲ現住地ノ市町村長ニ提出スベシ

前項ノ志願書提出ノ締切期日ハ地方長官之ヲ定ム

第三十四條ノ三 市町村長ハ前條ノ志願者ニ就キ志願兵令第三十七條ノ規定ニ依リ審査スルノ外第三十條各號ノ年齢ヲ調査スベシ

第三十五條 地方長官ハ志願兵令第三十七條ノ規定ニヨリ海軍志願兵志願人員表ヲ作り移牒期日迄ニ之ヲ鎮守府司令長官ニ送附スベシ

前條ノ移牒期日ハ鎮守府司令長官ヨリ地方長官ニ通知スルモノトス

第三十六條 鎮守府司令長官ハ海軍志願兵検査所豫定表ニ依リ検査所ヲ決定シ海軍人事部長ヲシテ徵募検査執行日割及ビ受檢豫定員數其ノ他所要ノ事項ヲ定メシメ之ヲ地方長官ニ通知シ地方長官ハ検査ヲ行フベキ日時順序其ノ他必要ナル事項ヲ定メ之ヲ地方事務所長、支廳長及ビ市町村長ニ告達スベシ

第三十七條 地方長官ハ管轄内ニ於ケル海軍志願者名簿(様式第三)ヲ調製シ地方徵募官ヲ經テ巡回ノ海軍徵募官ニ回附スベシ

地方長官ハ海軍志願兵徵募官徵募ノ爲巡回ニ際シテハ所要ノ府縣官吏及ビ市町村吏員ヲシテ徵

募事務ヲ補助セシムベシ

第三十八條 市町村長ハ第三十六條ノ規定ニヨリ告達セラレタル事項ヲ志願者ニ告達シ検査當日

市町村吏員(兵令第三十四條第四項ニ規定スル市町村長ハ之ヲ兼ヌルコトヲ得)ヲ附シ志願者ヲ

シテ指定ノ時刻迄ニ検査所ニ出頭セシムベシ

志願者ニシテ青年學校手帳、國民學校初等科四年以上ノ通信簿若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ學業其ノ他職業ニ關スル證書類ヲ有スル者ハ検査所ニ出頭ノ際成ルベク之ヲ携行シ徵募官ノ閱覽ニ供スベシ

第三十九條 削除

第四十條 海軍徵募官巡回検査中巡回變更ヲ要スト認ムルトキハ速ニ鎮守府司令長官ニ具申スベシ

鎮守府司令長官前項ノ具申ヲ受ケ日割ヲ變更シタルトキハ速ニ之ヲ關係地方長官及ビ關係海軍徵

募官ニ通知スベシ

地方長官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ管內關係ノ向ニ通知スベシ

第四十一條 志願者指定ノ日時ニ指定ノ検査場ニ出頭セザルトキハ何等ノ事由アルモ検査ヲ行フコトナシ。但シ他ノ検査場ニ到リ検査ヲ受クルコトヲ願フ者アリタルトキハ徵募官之ヲ許可スルコトアルベシ。コノ場合ニ於テハ出願地市町村吏員同行スルカ又ハ検査委託ノ添書ヲ新検査地市町村長ニ差出スコトヲ要ス

第四十一條ノ二 志願兵ニシテ一検査所ニ於テ検査ヲ受ケタル者ハ同一検査期間ニ更ニ他ノ検査所ニ於テ検査ヲ受クルコトヲ得ズ

第四十二條 海軍徵募官ハ一検査所ノ検査ヲ終ル毎ニ其ノ成績及ビ志願者ノ素行ヲ審査シ海軍志願兵タルニ適當ト認ムル者ニ適任證書ヲ附與シ且其ノ検査成績ノ概要ヲ海軍人事部長ニ通知スベシ

第四十三條 市町村長ハ適任者ニ付海軍志願兵適任者身上調書ヲ調製シ検査終了後一週間以内ニ市長ニ在リテハ直接、町村長ニ在リテハ地方徵募官ヲ經テ之ヲ海軍人事部長ニ送附スベシ
第四十三條 適任證書ヲ附與セラレタル者採用前ニ於テ志願兵令第二十七條ニ該當スルニ至リ又ハ轉籍、轉住、死亡、住所不明、廢疾若ハ不具等身上ニ變動ヲ生ジタルトキハ市町村長ハ速ニ其ノ人名及ビ異動事由ヲ地方長官（支廳長管轄區域ニ在リテハ支廳長及ビ地方長官）ヲ經由シ海軍人事部長ニ報告スベシ。但シ轉籍、轉住者ニ在リテハ市町村長ハ同時ニ其ノ旨轉籍、轉住地ノ市町村長ニ通知スベシ

海軍人事部長前項ノ規定ニ依リ他ノ鎮守府ノ徵募區ニ轉籍又ハ轉住ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ人名、兵種及ビ検査成績ヲ當該海軍人事部長ニ通知スベシ

前項ニ規定スル手續ヲ了リタル者ニシテ志願兵ニ採用セラレタル者ノ兵籍ハ之ヲ轉籍又ハ轉住地ヲ管スル鎮守府ニ置ク

第四十四條 海軍徵募官ハ其ノ巡回府縣ノ志願者ノ検査ヲ了リタルトキハ徵募實況報告及ビ検査成績表ヲ作り鎮守府司令長官ニ申達シ鎮守府司令長官ハ之ヲ總括シ意見ヲ附シ海軍大臣ニ提出スベシ

第四十五條 鎮守府司令長官ハ管下徵募區ノ検査終了シタルトキハ海軍人事部長、海軍徵募官、海軍徵募軍醫官ヲシテ合格者ニ就キ體格、學力、品行、其ノ他ニ關スル検査及ビ調査事項ヲ審

査シ採用告達員數ト對照シテ採用者ヲ豫定セシムベシ

第四十五條ノ二 鎮守府司令長官ハ少年飛行兵ノ採用豫定者中所定ノ人員ヲ海軍航空隊ニ出頭セシメ第二次検査ヲ施行スベシ

前項ノ検査ハ身體検査、適性検査及ビ口頭諮問トス

第四十五條ノ三 鎮守府司令長官ハ前條ノ規定ニ依リ出頭セシムベキ者ヲ選定シ出頭通達書ヲ地方長官ニ送附ス

地方長官前項ノ出頭通達書ノ送附ヲ受ケタルトキハ順序ヲ經テ速ニ之ヲ本人ニ交附シ參著迄ノ日數ヲ計リ受檢者ヲ便宜ノ場所ニ集メ府縣官吏又ハ市町村吏員ヲ附シ所定ノ日時迄ニ當該海軍航空隊ニ出頭セシムベシ但シ受檢者五人以内ナルトキハ單行セシムルコトヲ得

第四十五條ノ四 受檢者ハ第二次検査期間中検査實施ノ海軍航空隊ニ起臥セシメ検査終了シタルトキ之ヲ歸郷セシムルモノトス

第四十五條ノ五 鎮守府司令長官ハ第二次検査終了シタルトキハ該検査成績ニ第四十四條ノ規定ニ依ル検査成績中乙種飛行兵ニ對スル検査成績ヲ加味シタル綜合成績表ヲ作り之ニ意見ヲ附シ海軍大臣ニ提出スベシ

第四十六條 鎮守府司令長官ハ第四十五條ノ規定ニ依ル採用豫定者中ヨリ更ニ採用者ヲ選定（乙種飛行兵ニ在リテハ第四十五條ノ五ノ規定ニ依ル綜合成績ヲ審査ノ上）シ採用證書ヲ地方長官ニ送附ス

地方長官採用證書ノ送附ヲ受ケタルトキハ順序ヲ經テ之ヲ志願者ニ附與シ且市町村長ヨリ戶籍抄本（戶主並ニ本人ノ直系尊屬妻子及ビ兄弟姉妹ニシテ現ニ其ノ戶籍ニアル者ヲ掲グ但シ記事

欄ニハ本人ニ對スル分ノミヲ掲グ)ヲ徵シ十日以内ニ之ヲ海軍人事部長ニ送附スベシ
市町村長ハ陸軍補充兵ニシテ前項ノ採用證書ヲ附與セラレタル者アルトキハ之ヲ當該聯隊區司令官ニ通知スベシ

第四十七條 鎮守府司令長官志願兵令第四十一條ノ規定ニ依リ補充ヲ受ケントスルトキハ當該鎮守府司令長官ト協議ノ上其ノ所要兵種及ビ員數ヲ具シ海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ規定ニ依リ補充ヲ受ケル場合ニ於テハ採用證書ノ附與入團ノ指定等ハ補充ヲ受ケル鎮守府ニ於テ之ヲ行フ

前二項ノ規定ハ補缺採用ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 本籍地以外ニ於テ徵募ニ應ジ採用セラレ入團又ハ入隊シタル者アルトキハ海軍人事部長ハ之ヲ本籍地ノ地方長官ニ通知スベシ

地方長官ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ本籍地ノ市町村長ニ通知スベシ

第四十九條 地方長官ハ採用證書ノ附與ヲ了リタル後入團迄ノ日數ヲ計リ採用員ヲ便宜ノ場所ニ集メ府縣官吏又ハ市町村吏員ヲ附シ所定期日ニ海兵團又ハ指定ノ海軍練習航空隊ニ到着セシムベシ但シ採用員五人以内ナルトキハ單行セシムルコトヲ得

第四十九條ノ二 乙種飛行兵ハ六月一日及ビ十二月一日ノ二期ニ分チ入隊セシムルヲ例トス

第五十條 採用員海兵團又ハ指定ノ海軍練習航空隊ニ到着シタルトキハ海軍人事部長ハ採用員ノ身體検査ヲ施行セシメ合格者ニ科ノ區分ニ從ヒ二等兵ヲ命ズ

第五十一條 前條ノ身體検査ニ於テ海軍ノ現役ニ堪ヘズト認ムル者又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者アルトキハ海兵團長又ハ航空隊司令ハ身體検査證ヲ添ヘ之ヲ鎮守府司令長官ニ報告スベシ

シ

鎮守府司令長官ハ前項ノ報告ヲ審査シ至當ト認メタルトキハ之ガ採用ヲ取消シ海兵團長又ハ航空隊司令ヲシテ本人ヲ歸郷セシメ其ノ旨地方長官ニ通知スベシ

地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ關係市町村長ニ通知スベシ

第五十一條ノ二 甲種飛行兵ノ徵募ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

甲種飛行豫科練習生ノ徵募ニ關スル海軍省令

甲種飛行豫科練習生タルコトヲ志願スル飛行兵ノ徵募ニ關スル件左ノ如ク定ム

第一條 海軍志願兵令施行規則第五十一條ノ二ノ規定ニ依ル甲種飛行兵ノ徵募ニ關シテハ本令ノ定ムルトコロニ依ル

第二條 甲種飛行兵ノ徵募検査ハ身體検査、學力試験及ビ口頭諮問トシ毎年二期ニ分チ前期ニ在リテハ前年十二月後期ニ在リテハ八月ニ之ヲ行フヲ例トス

第三條 削除

第四條 身體検査ハ海軍志願者身體検査規則ニ依リ、學力試験ハ中學校第三學年修了程度ニ依リ身體検査合格者ニ就キ之ヲ行フ

學力試験ノ科目左ノ如シ

數 學 (代數、平面幾何)

英 語 (英文和譯、和文英譯)

國漢文 (國語、漢文)

物象 (物理、無機化學)

地理歴史 (日本及び外國地理、日本歴史)

試験ノ成績著シク不良ナルトキハ爾後ノ受験ヲ停止ス

第五條 削除

第六條 地方長官ハ市町村長ヲシテ志願者員數ヲ報告セシメ第七條ノ規定ニ依ル検査所ヲ豫定シ

甲種飛行兵検査所豫定表 (様式第一) ヲ作り期日迄ニ之ヲ鎮守府司令長官ニ送附スベシ

前項ノ送附期日ハ鎮守府司令長官地方長官ニ之ヲ通知スルモノトス

第七條 検査所ハ府縣毎ニ一ヶ所ニ之ヲ設ク但シ狀況ニ依リ之ヲ増加シ又ハ設ケザルコトヲ得

第八條 鎮守府司令長官ハ甲種飛行兵志願者検査所豫定表ニ依リ検査所ヲ決定シ海軍人事部長ヲ

シテ徵募検査執行日割其ノ他所要ノ事項ヲ定メシメ地方長官ニ之ヲ通知シ地方長官ハ検査ヲ行

フベキ日時、順序其ノ他必要事項ヲ定メ之ヲ地方事務所長支廳長及ビ市町村長ニ告達スベシ

第九條 地方長官ハ管内ニ於ケル甲種飛行兵志願者名簿ヲ調整シ兵事官タル地方徵募官ヲシテ臨

場ノ海軍徵募官ニ回附セシムヘシ

第十條 市町村長ハ第八條ノ規定ニ依リ告達セラレタル事項ヲ志願者ニ告達シ検査當日志願者ヲ

シテ指定ノ時刻迄ニ検査場ニ出頭セシムベシ

市町村長ハ検査當日市町村吏員ヲ検査場ニ出席セシメザルコトヲ得

第十一條 志願者ハ徵募検査ニ出頭ノ際國民學校初等科六年以上ノ通信簿、青年學校手帳、中等

學校學籍簿若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ學業ニ關スル證書類ヲ携行スベシ

第十二條 削除

第十三條 海軍徵募官ハ徵募検査ヲ終了シタル者ノ中甲種飛行兵タルヲ適當ト認ムル者ニ志願兵

適任證書ヲ附與シ且其ノ検査成績ノ概要ヲ海軍人事部長ニ、適任者ノ氏名其ノ他必要ナル事項

ヲ兵事官タル地方徵募官ヲ經テ地方長官ニ通知スベシ

第十四條 地方長官ハ前條ノ通知ニ基キ之ヲ關係市町村長ニ通知スベシ

第十五條 甲種飛行兵ハ前期ニ在リテハ四月一日、後期ニ在リテハ十月一日入隊セシムルヲ例ト

ス

第十六條 海軍志願兵令施行規則第二條、第三條、第三十二條、第三十三條、第三十四條ノ二、

第四十條、第四十一條、第四十二條ノ二乃至第四十五條ノ四、第四十六條、第四十八條、第四

十九條、第五十條及ビ第五十一條ノ規定ハ甲種飛行兵ノ徵募ニ付之ヲ準用ス

海軍豫備學生規則

第一條 海軍豫備學生ハ大學令ニ依ル大學ノ學部若ハ豫科、高等學校高等科、專門學校又ハ之ト
同等以上ノ學校卒業者ニシテ海軍豫備員タラシコトヲ志願シ所定ノ身體検査及ビ試験ニ合格シ
タル者ニ就キ之ヲ採用ス

前項ノ規定ニ依リ海軍豫備學生ニ採用セラルベキ者ノ年齢ハ採用ノ日ニ於テ二十八年未滿トス
第二條 第三條 削除

第四條 海軍豫備學生ノ兵籍ハ之ヲ海軍省ニ置キ海軍ニ於ケル身分取扱ハ各科少尉候補生ニ準ズ
第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍豫備學生ニ志願スルコトヲ得ズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

第六條 海軍豫備學生募集ノ際ハ出願期日並ニ身體検査及ビ試験ノ期日、場所其ノ他必要ナル事項ヲ其ノ都度告示ス

第七條 海軍豫備學生タランコトヲ志願スル者ハ左ノ書類ヲ海軍省人事局ニ差出スベシ

一 志願票(第一様式)

二 戶籍謄本

三 學校長ノ卒業證明書

四 受験許可證(志願ノ際現ニ陸軍兵トシテ在營中ノ者又ハ海軍以外ノ官廳ニ奉職スル者ニ限ル、様式適宜)

第八條 海軍大臣ハ海軍豫備學生試験委員ヲシテ志願者ニ就キ指定期日ニ身體検査及ビ所要ノ試験ヲ行ハシメ銓衡ノ上合格者ニ海軍豫備學生ヲ命ズ

前項ノ海軍豫備學生ノ身體検査ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第九條 海軍豫備學生(第十條及ビ第十一條ニ規定スル者ヲ除ク)ハ館山海軍砲術學校ニ於テ約

六月軍事教育ヲ受ケシメタル後專修別ニ依リ海軍諸學校ニ入校セシメ約一年軍事教育ヲ受ケシム

第十條 飛行機操縦、偵察及ビ飛行要務專修ノ豫備學生ハ海軍練習航空隊ニ於テ約一年六月軍事

教育ヲ受ケシム

第十一條 飛行機整備術又ハ兵器整備術專修ノ豫備學生ハ夫々追濱海軍航空隊又ハ洲ノ埼海軍航空隊ニ於テ約一年六月軍事教育ヲ受ケシム

第十二條 戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ第九條乃至前條ノ規定ニ依ル期間ヲ適宜短縮スルコトアルベシ

第十三條 海軍練習聯合航空總隊司令官、海軍諸學校長及ビ海軍航空隊司令(海軍練習聯合航空總隊ノモノヲ除ク)ハ本則及ビ教育綱領ニ依リ海軍豫備學生教育ニ關スル細則及ビ教程ヲ定メ海軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ實施スベシ

第十四條 海軍諸學校長及ビ海軍航空隊司令ハ部下職員中ヨリ海軍豫備學生教育主任其ノ他必要ナル係員ヲ定メ教育ノ實施ニ任ゼシムベシ

第十五條 海軍諸學校長又ハ海軍航空隊司令ハ夫々鎮守府司令長官又ハ海軍練習聯合航空總隊司令官ノ認可ヲ受ケ海軍豫備學生ヲ艦船部隊其ノ他海軍各部ニ派遣修業セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ派遣セラレタル海軍豫備學生ハ其ノ修業ニ關シ當該廳長ノ指揮ヲ受ケ

第十六條 海軍練習聯合航空總隊司令官、海軍諸學校長及ビ海軍航空隊司令(海軍練習聯合航空總隊ノモノヲ除ク)海軍豫備學生終業期ニ於テ卒業成績表ニ意見ヲ附シ考課表(第五様式)ト共ニ之ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

第十七條 海軍練習聯合航空總隊司令官、海軍諸學校長及ビ海軍航空隊司令(海軍練習聯合航空總隊ノモノヲ除ク)ハ海軍豫備學生教育ヲ修了シタルトキハ之ニ卒業證書ヲ授與シ其ノ旨海軍大臣ニ報告スベシ

第一様式
海軍豫備學生志願書

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|----------------|--|----------------|--|----------------|--|----------------|--|--------------------|--|
| 整理番號 ※ | | | | 表 | | | | 地 誌 受 | | (京 車) | |
| 受驗番號 | | | | | | | | | | | |
| 本 籍 地 | | 現 住 所 | | 出 生 地 | | 成 長 地 | | 親 戚 住 所 | | 身 元 明 細 | |
| (振假名ヲ附ス) | | (何縣何郡何村何番地) | | (何縣何郡何村何番地) | | (何縣何郡何村何番地) | | (振假名ヲ附ス) | | 業職及日月年生、病歴ノト人本、名族家 | |
| 志願書 | | 志願書 | | 志願書 | | 志願書 | | 志願書 | | 志願書 | |
| 應募年度 | | | | 應募年度 | | | | 應募年度 | | | |
| 昭和十八年度 | | | | 昭和十八年度 | | | | 昭和十八年度 | | | |
| (第一回) | | | | (第一回) | | | | (第一回) | | | |
| 海軍豫備 | | | | 海軍豫備 | | | | 海軍豫備 | | | |
| 學 生 | | | | 學 生 | | | | 學 生 | | | |
| 尉官 | | | | 尉官 | | | | 尉官 | | | |
| 陸軍關係 | | | | 陸軍關係 | | | | 陸軍關係 | | | |
| 見習士官 | | | | 見習士官 | | | | 見習士官 | | | |
| (一) | | | | (二) | | | | (三) | | | |
| 賞 賜 | | 賞 賜 | | 賞 賜 | | 賞 賜 | | 賞 賜 | | 賞 賜 | |
| ナシ又ハ何年 | | ナシ又ハ何年 | | ナシ又ハ何年 | | ナシ又ハ何年 | | ナシ又ハ何年 | | ナシ又ハ何年 | |
| 何月何日何々 | | 何月何日何々 | | 何月何日何々 | | 何月何日何々 | | 何月何日何々 | | 何月何日何々 | |
| ニ依リ罰金何 | | ニ依リ罰金何 | | ニ依リ罰金何 | | ニ依リ罰金何 | | ニ依リ罰金何 | | ニ依リ罰金何 | |
| 兵 役 | | 兵 役 | | 兵 役 | | 兵 役 | | 兵 役 | | 兵 役 | |
| (徵集延期中又ハ何年徵集) | | (徵集延期中又ハ何年徵集) | | (徵集延期中又ハ何年徵集) | | (徵集延期中又ハ何年徵集) | | (徵集延期中又ハ何年徵集) | | (徵集延期中又ハ何年徵集) | |
| ノ何役何兵 | | ノ何役何兵 | | ノ何役何兵 | | ノ何役何兵 | | ノ何役何兵 | | ノ何役何兵 | |
| 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | |
| (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | | (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | | (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | | (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | | (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | | (何ニ依リ退職又ハ何職退營) | |
| 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | |
| 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | |
| (何會社入社若ハ何省何々拜命 | | (何會社入社若ハ何省何々拜命 | | (何會社入社若ハ何省何々拜命 | | (何會社入社若ハ何省何々拜命 | | (何會社入社若ハ何省何々拜命 | | (何會社入社若ハ何省何々拜命 | |
| 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | | 給何給俸又ハ何兵トシテ何職ニ | |
| 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | | 入營 | |
| (同科卒業) | | (同科卒業) | | (同科卒業) | | (同科卒業) | | (同科卒業) | | (同科卒業) | |
| (何大學何學部何科入學) | | (何大學何學部何科入學) | | (何大學何學部何科入學) | | (何大學何學部何科入學) | | (何大學何學部何科入學) | | (何大學何學部何科入學) | |
| (何高等學校何科入學) | | (何高等學校何科入學) | | (何高等學校何科入學) | | (何高等學校何科入學) | | (何高等學校何科入學) | | (何高等學校何科入學) | |
| (何中學校卒業) | | (何中學校卒業) | | (何中學校卒業) | | (何中學校卒業) | | (何中學校卒業) | | (何中學校卒業) | |
| (何年何月何日) | | (何年何月何日) | | (何年何月何日) | | (何年何月何日) | | (何年何月何日) | | (何年何月何日) | |
| 戶主トノ續柄 | | 戶主トノ續柄 | | 戶主トノ續柄 | | 戶主トノ續柄 | | 戶主トノ續柄 | | 戶主トノ續柄 | |
| 志願者氏名印 | | 志願者氏名印 | | 志願者氏名印 | | 志願者氏名印 | | 志願者氏名印 | | 志願者氏名印 | |
| 生年月日 | | 生年月日 | | 生年月日 | | 生年月日 | | 生年月日 | | 生年月日 | |
| 採用ノ日ニ於 | | 採用ノ日ニ於 | | 採用ノ日ニ於 | | 採用ノ日ニ於 | | 採用ノ日ニ於 | | 採用ノ日ニ於 | |
| ケル満年齢 | | ケル満年齢 | | ケル満年齢 | | ケル満年齢 | | ケル満年齢 | | ケル満年齢 | |
| (何某何男) | | (何某何男) | | (何某何男) | | (何某何男) | | (何某何男) | | (何某何男) | |
| (振假名ヲ附ス) | | (振假名ヲ附ス) | | (振假名ヲ附ス) | | (振假名ヲ附ス) | | (振假名ヲ附ス) | | (振假名ヲ附ス) | |
| 何年何月何日生 | | 何年何月何日生 | | 何年何月何日生 | | 何年何月何日生 | | 何年何月何日生 | | 何年何月何日生 | |
| (何年何月) | | (何年何月) | | (何年何月) | | (何年何月) | | (何年何月) | | (何年何月) | |

圖

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 本 籍 地 | | | | | | | | | | | |
| (振假名ヲ附ス) | | | | | | | | | | | |
| 現 住 所 | | | | | | | | | | | |
| (何縣何郡何村何番地) | | | | | | | | | | | |
| 出 生 地 | | | | | | | | | | | |
| (何縣何郡何村何番地) | | | | | | | | | | | |
| 成 長 地 | | | | | | | | | | | |
| (何縣何郡何村何番地) | | | | | | | | | | | |
| 親 戚 住 所 | | | | | | | | | | | |
| (振假名ヲ附ス) | | | | | | | | | | | |
| 身 元 明 細 | | | | | | | | | | | |
| 業職及日月年生、病歴ノト人本、名族家 | | | | | | | | | | | |
| 續柄 | | | | | | | | | | | |
| 名 | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | | | | | | | | | | | |
| 職業 | | | | | | | | | | | |
| 現 住 所 | | | | | | | | | | | |
| (何縣何郡何村何番地) | | | | | | | | | | | |
| 籍 管 地 籍 本 | | | | | | | | | | | |
| 市町村役場 | | | | | | | | | | | |
| 及其ノ所在地 | | | | | | | | | | | |
| 聯隊區司令部 | | | | | | | | | | | |
| 及其ノ所在地 | | | | | | | | | | | |
| 憲兵隊及其ノ | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | | | |
| 憲兵隊及其ノ | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | | | | | | |
| (何縣何市何町) | | | | | | | | | | | |
| 財 産 | | | | | | | | | | | |
| 動 産 | | | | | | | | | | | |
| 不 動 産 | | | | | | | | | | | |
| 年 收 | | | | | | | | | | | |
| 生 活 程 度 | | | | | | | | | | | |
| (村内上位) | | | | | | | | | | | |
| 家 族 | | | | | | | | | | | |
| 病 名 | | | | | | | | | | | |
| 其ノ他 | | | | | | | | | | | |
| 項 目 | | | | | | | | | | | |
| (何) | | | | | | | | | | | |
| (何) | | | | | | | | | | | |

用紙B模造紙一〇〇斤、日本標準規格B4 (297 x 210 ㎜) (※印ハ志願者ニ於テ記入ヲ要セズ) (一)内ハ記載例ヲ示ス

裏

| 海軍部内ヨリノ志願者 職氏名印 | 所轄長 (海軍部内ヨリノ志願者ニ限り記入ノコト) | 志願票 提出年月日 | 昭和 年 月 日 | 面 | | | | 裏 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------|--------------|-------------------|----------------------------|---|--------|---------------------------|---|----------------|---------------|--|--------------------|--------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | 崇 拜 ス ル 人 物 | 愛 讀 ス ル 書 籍 及 雜 誌 | 趣 味 | 高等試験ヲ受験セシ者ハ其ノ年度、 科名、合否 | 在學中海洋鍊成團體又ハ國防研究團 體等ニ入り居リタル者ハ其ノ名稱及 期間等 | 修得セル武技ノ種類及其ノ程度 | 得意トスル外國語及其ノ程度 | 卒業又ハ修業時ノ成績順位(何 番人)何 中 學 校 等 | 高等學校 大學 專門學校 | 大 學 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

就職中又ハ就職決定セル官廳會社團
體等ノ名稱、就職決定ニ至リタル事
情並ニ就職先ニ於ケル業務ノ概要

第十八條

海軍練習聯合航空總隊司令官、海軍諸學校長及ビ海軍航空隊司令(海軍練習聯合航空
總隊ノモノヲ除ク)ハ海軍豫備學生教程卒業者及ビ第二十一條ノ規定ニ依リ海軍豫備學生ヲ免
ゼラレタル者ノ中轉地療養ノ爲教育ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ氏名、病名及ビ教育ヲ受ケザ
ル期間ヲ海軍省人事局長ニ通知スベシ

第十九條

海軍豫備學生ノ身上其ノ他ニ異動ヲ生ジ履歷書ニ記入訂正ヲ要スルトキハ本人ヨリ、
本人差支アルトキハ其ノ家族ヨリ速ニ海軍省人事局長ニ届出ツベシ

第二十條

海軍豫備學生ハ情願ヲ以テ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十一條

海軍豫備學生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ免ズ

- 一 海軍豫備將校タルベキ器量ニ乏シキ者
- 二 品行不正又ハ怠惰ニシテ訓戒ヲ加フルモ改悛セザル者
- 三 修業ノ成績不良ニシテ修了ノ見込ナキ者
- 四 傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ前途服役ニ堪ヘ難シト認めル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ兵科豫備學生、飛行科豫備學生及ビ整備科豫備學生タル者ハ之ヲ本令ニ依ル
豫備學生トス

海軍豫備學生志願者參考事項

- 一、志願ニ關シ照會ヲ要スル者ハ往復葉書ニ宛先住所氏名記入ノ上東京市麴町區霞關海軍省人事

局豫備學生掛ニ申出ルコト

二、身體検査ハ身體強健ニシテ精神ニ異狀ナク全身發育對稱完全ニシテ左ノ規格以上ノ者ヲ合格トス

身長一五五・〇糎、體重四八・〇斤、胸圍七七・〇糎、胸廓擴張五・五糎、肺活量三、〇〇〇立糎、握力左右各二五・〇斤、各眼視力一・〇以上
但シ飛行專修者ヲ除キ各眼視力〇・二以上ニシテ矯正視力一・〇以上ノ者ハ合格トスルコトヲ得

三、採用豫定者ニ對シテハ直接本人宛通知サル

採用豫定者ハ身體検査ノ上採用者ヲ決定即日入隊又ハ入校セシメラル

四、志願者中受験有資格者ニハ必要事項ヲ通知サル

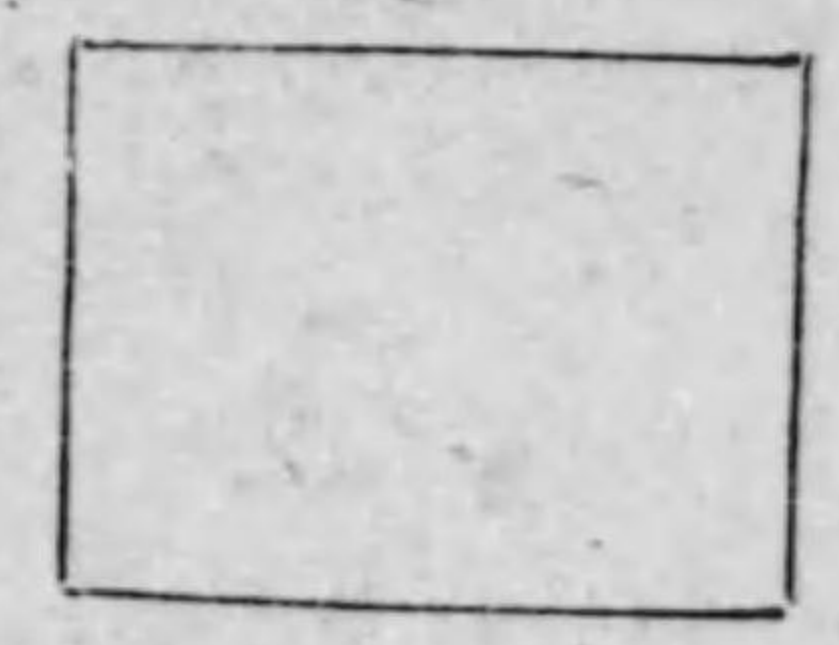
五、海軍豫備學生ハ在隊(校)中被服糧食ヲ官給シ手當ヲ給セララル

六、身體検査及ビ口頭試問ノ場所ハ昭和十八年度ハ札幌、仙臺、東京、静岡、新潟、金澤、名古屋、京都、大阪、廣島、高松、福岡、熊本、鹿兒島、京城、臺北、旅順トス

七、志願票、志願者心得及ビ募集ノ告示寫ハ海軍省人事局、横須賀、吳、佐世保、舞鶴各海軍人事務部、札幌、青森、秋田、仙臺、長野、宇都宮、静岡、名古屋、津、大阪、神戸、松江、高松、高知、福岡、熊本、鹿兒島、新潟、金澤以上各地方海軍人事務部及ビ關係諸學校ニ郵券ヲ貼附シタル封筒ニ宛先住所氏名ヲ記入同封ノ上請求スレバ送附セラル

戰 決 鷲 海

(出版會承認)
い 14C120 號



Ⓢ

定價一圓八十錢

特別行爲稅相當額八錢

合計金一圓八十八錢

送料十五錢

昭和十八年七月一日 印刷
昭和十八年七月五日 發行

(初版一〇、〇〇〇部)

著 者 内 田 丈 一 郎

發 行 者 東京市日本橋區久松町一三 中 貫 行

印 刷 者 東京市小石川區西江戶町二二 佐 藤 精 亮

(東京二〇三) 富士印刷株式會社

配 給 元 東京市神田區淡路町二ノ九

東京市日本橋區久松町一三

發 行 所 株式會社 鶴 書 房

會員番號一八五〇六
電話・浪花〇五一六番
振替・東京八三三五番

電話・浪花〇五一六番
振替・東京八三三五番

新日本國民選書

青少年必讀之感激新企劃

闘ふ少年部隊

大日本青少年團
小澤 滋

各自の道へ三少年
の戦時下奮闘物語

無敵日本海軍兵

海軍協會
内田丈一郎

少年海軍志願兵絶
好の案内を兼ねる

海國日本少年

海軍大佐
山内大藏

七洋の制覇へ諸君
に海洋の雄飛激勵

怪飛行艇

作家
南澤十七

漂流飛行艇で南海
諸島出沒の痛快篇

水雷部隊

海軍協會
内田丈一郎

挺身肉薄攻撃す驅
逐艦や潜水艦の話

一人の力科學の國日本
百萬の力

東横女子商業校長
吉田 弘

科學の力を教へ日
本の優秀性を示す

南進日本魂

南洋水産協會主事
南條 蘆夫

古くから南進した
先達の偉魂を讀ふ

各B6美装バカ付 定價各一〇八 送料各一五

| |
|-----|
| 969 |
| |
| 27 |

